幕末・明治・大正

史年十八顧回

第五輯

東京・東洋文化協會・發行

◎口繪解說◎

◎『奠都御東幸江戸城御着輦』（西丸二重橋）　五姓田芳柳畫伯謹畫

明治元年十月十三日、明治天皇は有栖川宮熾仁親王、鎭將三條實美以下の出迎を受けさせ給ひて品川驛に着御、卯の半刻に鳳輦に召されて品川驛を發し高輪の有馬邸と芝の增上寺に御少憩、未の刻西丸に御着輦遊ばされたが此日天氣快晴、途上の拜觀者非常に多く、親王、公卿、諸侯は衣冠束帶、徵士は直垂帶劒にて、皆騎馬にて扈從し奉り莊重にして典雅なる御行列はさながら古代の繪卷物の如く、市民は堂々たる御行列を拜して驚喜し感涙に咽んだと云ふ、圖は鳳輦着御の有樣を謹寫したものである。

◎『江戸城受取』（西丸大玄關）　五姓田芳柳畫伯謹畫

德川慶喜は鳥羽、伏見の戰の後、大阪より海路軍艦に乘じて江戸にかへり上野寬永寺に退いて只管恭順の意を表し、官軍が江戸に迫るに及んで其臣勝安芳に命じて芝田町の薩藩邸に赴き、官軍參謀西鄕隆盛と會談して重ねて慶喜恭順の誠意を述べ、江戸市民を戰亂の慘禍より救はん事を求めた。隆盛之を諒として有栖川總督宮の旨を奉じて江戸城攻擊を中止し、明治元年四月四日官軍の使者は江戸城に入り談笑の間に其授受を終つたのである。圖は江戸城西丸大玄關に官軍使者隆盛以下參謀五名到着の所である。

幕末 明治 大正 回顧八十年史

第五輯 目次

口繪（原色版）

奠都御東幸江戸城御着輦（西丸二重橋）……五姓田芳柳畫伯謹畫
江戸城受取（西丸大玄關）……同

玻璃版

明治天皇の御東幸……一〇五
　明治元年九月二十日御東幸前驅三條大橋渡御、元年九月二十五日桑名より御上船熱田に向はせらる、元年十月四日大井川渡御、八丁畷覽種之圖、覽種の碑。
第二次の御東幸……一〇六
　大廟御親謁、小夜中山通御、奴茶屋座敷寫眞、奴茶屋玄關寫眞、御乘用の葱華輦。
明治天皇の御東幸……一〇七
　明治初年の二重橋正門、明治天皇御東幸圖、御東幸當時の宮城附近地圖。
皇后宮御入內と御東幸……一〇八
　明治二年皇后宮御東幸高輪大木戸通御の圖、明治元年十二月二十八日立后當時御入內ありたる京都御所朔平門、明治六年十二月五日開拓使假學校に行啓の皇后宮、皇后宮御入內當時乘御あらせられたる檳榔毛の御車。
版籍奉還建白の四藩主……一〇九
　佐賀藩主鍋島閑叟、長州藩主毛利敬親、薩州藩主島津忠義、土佐藩主山內容堂。
明治初年の京濱間の交通……一一〇
　明治三年橫濱運上所前の景、弘明丸圖、橫濱小田原間乘合馬車諚書。
明治初年の交通機關……一一一
　人力車宿、車盡し、九段坂招魂社の圖。
日本橋之圖……一一三
　日本橋之圖。
創業時代の電信……一一三
　應接所と州千辨天境內との間通信の圖、献上のモールス電信機、明治二年十二月橫濱裁判所內の傳信局內の圖、明治五年大火を報ぜる漢字に飜譯せる電報、明治六年頃鵜飼へ招待を報ずる片假名文字の電報、電信に關する創業當時の布告發信機、受信機。
創業當時の郵便……一一四
　明治四年發行せられたる本邦最初の郵便切手、明治八年一月八日橫濱郵便局開局式祝賀圖、明治四年始めて開設せられたる郵便役所、創業當時の郵便掛函及び郵便夫。
岩倉大使一行渡歐・最初の女子留學生……一一五
　米國に於ける大使一行、大使出發圖、最初の女子留學生。
開拓使時代の北海道……一一六
　開拓使假廳舍、開拓使廳舍、明治八年酒田縣よりの移民の一團、明治五年頃の札幌、殖民地の區劃貸下、明治初年の小樽。
最初の博覽會と萬國博覽會參列委員……一一七
　明治五年三月御茶の水聖堂に開かれた內國博覽會、慶應三年巴里萬國博覽會に渡航せる德川民部大輔昭武の一行、博覽

會の布告。
皇后宮の產業御奬勵……昭憲皇太后御尊影、富岡製糸所行啓と製糸所內部寫眞、昭憲皇太后田植御覽。 二八
本邦に渡來せる最初の蒸汽車……米國使節ペルリの幕府に方物陸揚げの圖、ペルリの献上せる蒸汽車の繪卷、日本人の手になれる最初の機關車、國有鐵道最古の機關車。 二九
鐵道開通式と新橋驛……橫濱式場圖、開通式々場拜觀券、開通式當日の汐留驛、構內より見たる汐留驛、京濱鐵道最初の技師長モーレル。 三〇
京濱間に初めて鐵道開通す……明治五年開通式當時の伊勢山より見たる橫濱驛、明治五年九月十二日京濱間に鐵道開通汐留驛より御發車あらせらる、宮廷列車汐留を發す、開通式當日の新橋驛、當時の時刻及び賃金表。 三一
鐵道開通式頃の官吏の服裝……京濱間鐵道開通式當時に於ける官吏の服裝、幕末の官員、明治元年の京都府官吏。 三二
東北地方御巡幸……御巡幸當時の供奉人名表、利根川鯉漁天覽、東北御巡幸に御乘用の御馬車、函館煙火天覽。 三三
明治初年の英國式調練……明治五年明治天皇行幸に際し大阪造幣寮前の堵列兵、同年大阪より長崎に行幸、行在所御出門の圖、島津氏居城の行在所、太田陣屋の英式調練。 三四
創業當初の各學府……開成學校と初期の教職員生徒、橫濱高島學校々主夫妻及び教職員生徒、創立當初の京都同志社職員、竹の橋女學校生徒 三五
基督新教の傳來……米國神學博士サミュル・ロビンス・ブラウン、橫濱開港後始めて出來たユニオン教會、明治四年ゴブリ譯摩太福音書、摩太福音書の第一頁、ゴブリ譯摩太福音書の卷末、米國聖書會社發行の馬太傳。 三六
明治初年の風俗・最初の徵兵檢查……甘酒屋、蒔繪師、我國に於ける最初の徵兵檢查。 三七
維新時代の志士……香川敬三、高杉晉作、後藤象次郎、岩村高俊、福岡孝悌、野村靖、伊藤俊輔、中井弘、大隈重信、久世喜弘、井上聞多 三八
大江戸の名所……不忍池と馬見所、佃島、永代橋、愛宕山、御茶の水、半藏門、水道橋、牛込見附。 三九
世相を物語る木版摺……明治改元當時の暦、明治四年發行目今形勢與廢競、明治五年馬車屋靑柳軒の告條、明治五年版郵便馬車會社の告條。 四〇

記事

明治元年
五事の御誓文發布……御親征、大阪行幸……御卽位式擧行、明治改元……東京奠都と御東幸……皇后御入內。

明治二年
北海道の經營……版籍奉還。」

明治三年
明治當初の交通機關。

明治四年
藩を廢して縣を置く……岩倉大使の歐米視察と我國最初の女子留學生。」

明治五年
初めて博覽會を開催す……琉球我が領有に歸し藩を設置す……徵兵令の發布。」

奠都御東幸江戸城御着輦　（西丸二重橋）

明治元年十月十三日明治天皇は大總督有栖川宮熾仁親王、鎭將三條實美以下の御出迎を受けさせ給ひ肅輦々としてし東京に入らせ給うたが親王、公卿、諸侯は衣冠束帶、徵士は直垂劍帶垂にて馬騎にて奉り、御行列の莊重典雅なる事、古の繪卷物の如く、幾十萬の市民は眼の前に前の威、の尊嚴を拜してし感泣せぬものもなかつた。圖は鳳輦宮城着御の御摸樣である。

江戸城受取（西丸大玄關）

德川慶喜は鳥羽．伏見の戰後．海路江戸に歸へり上野寛永寺にて謹愼の意を表したが官軍の江戸に迫るに及んで勝安芳を遣して官軍參謀西鄕隆盛と會談して江戸を兵火より救はん事を求め．隆盛は有栖川宮の旨を奉じて江戸城攻擊を中止し．四月四日隆盛以下江戸城に入り談笑の間に其の授受を終つた。圖は西丸大玄關にて使者到着の有樣である。

明治天皇の御東幸

上右、八丁畷覽穫之圖　五姓田芳柳謹寫

明治元年九月二十七日明治天皇は御東幸の御途すがら熱田驛東方五丁ばかり、濱新開、俗に八丁畷と云ふ所に鳳輦を駐めさせ給ひて十數名（内婦人五名）農夫の收穫の狀を御覽遊ばされた。

上左、覽穫の碑

熱田八丁畷の聖跡に聖德記念の爲に建てられたる覽穫の碑

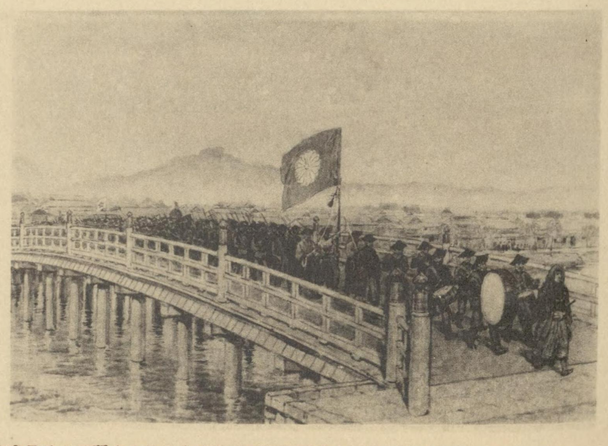

下右、明治元年九月二十日御東幸前驅三條大橋渡御

下中、元年九月二十五日桑名より御上船熱田に向はせらる。

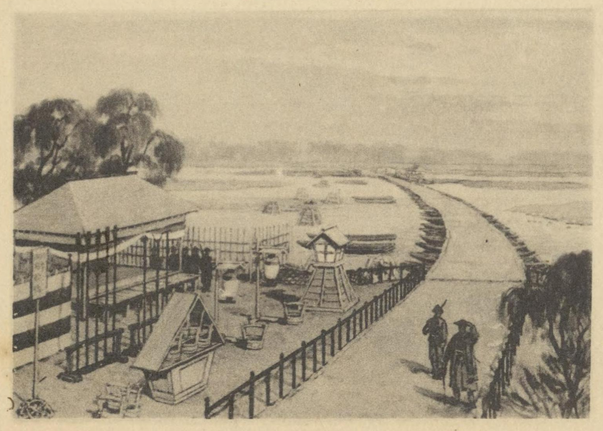

下左　元年十月四日大井川渡御。御用船橋の圖で輦臺によらず此時特に架橋したのである。

明治元年八月二十七日御即位式を終らせ給ふや翌二十八日東京行幸を仰出され九月二十日京都御發輦岩倉公以下三千三百人の堂々たる御行列にて道を東海道に取り、二十二日土山にて最初の天長節を迎へさせ給ひ、二十六日桑名より白鳥丸に御上船熱田に御上陸、二十七日熱田神宮御參拜の後八丁畷にて覽穫の事あり十月一日遠州元白須賀の潮見坂にて輦輿を駐めて太平洋の雄大なる風光に接し給ひ木戸孝允は皇威海外に輝く前兆であるとて大に喜んだ。十一日神奈川にて外人の御行列拜觀を許され英米軍隊は堵列奉迎、港内の各國軍艦は祝砲を發射し、十三日無事未の刻に西丸に御着輦になつた。

第二次の御東幸

上右 大廟御親謁　五姓田芳柳謹寫
明治二年三月十二日伊勢大廟に御親謁あらせ給ふ。

上左、小夜中山通御　五姓田芳柳謹寫
明治二年三月二十一日小夜中山通御の御有樣。

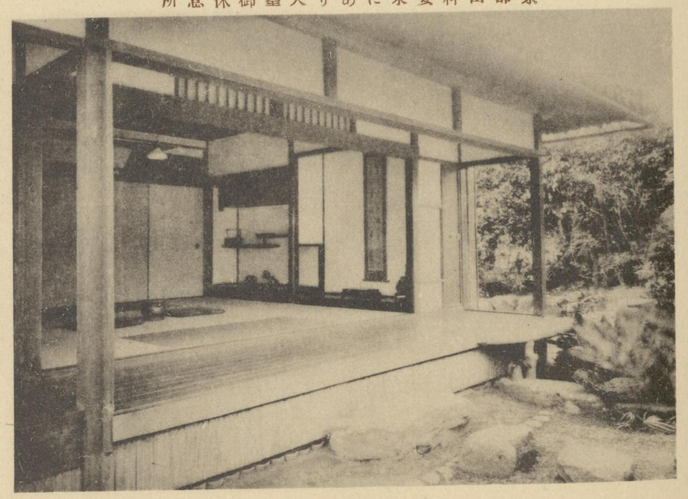

下右奴茶屋座敷寫眞
京都山科安朱にあり天皇御休息所

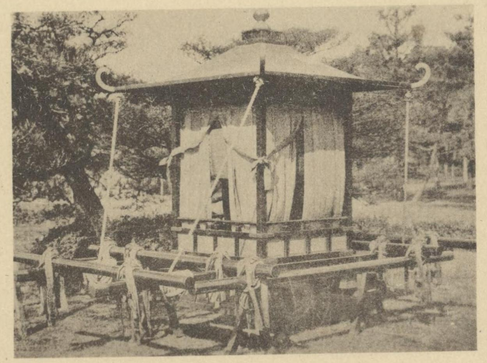

下中、御乘用の葱華輦
明治二年三月第二次御東幸の際伊勢大廟に始めて行幸御親謁の當時御乘用せられたるもの。

下左、奴茶屋支關寫眞
京都山科安朱在なる茶屋の支關

明治元年十月十三日東京に着御あらせられたる明治天皇は十二月八日京都に還幸其月二十八日一條美子を册立して皇后となし給うたが二年三月七日再び東京に行幸し此所を帝都と定められ同二十八日には皇后も行啓あらせられた。奴茶屋は山科安朱にあり弓術の達人片岡丑兵衛なるもの奴姿に扮して茶屋を開き傍ら旅人の難を救うたので此名があるが名所である。和宮御降嫁　德川家茂の上洛、明治天皇兩度の御東幸、及昭憲皇太后の御東幸にも鳳輦瓊輿を駐めさせ給ひて御休息遊ばされた所で庭園に湧出する清水を御用水として奉つたと云ふ。

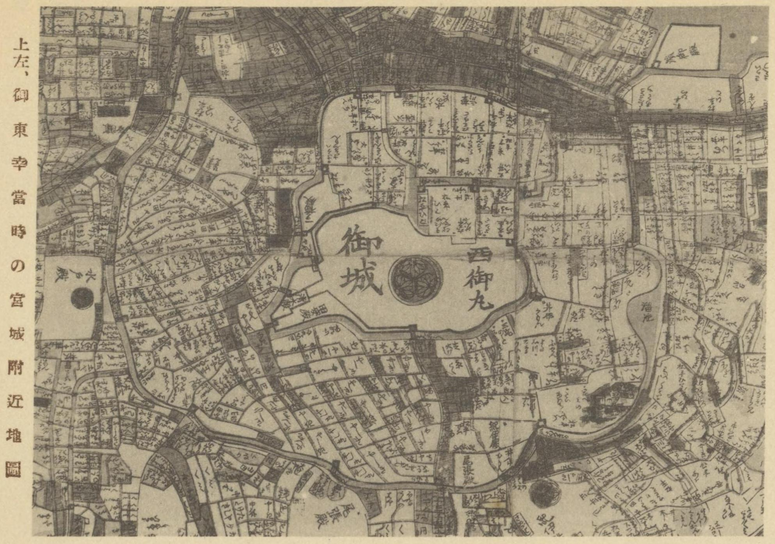

上左、御東幸當時の宮城附近地圖

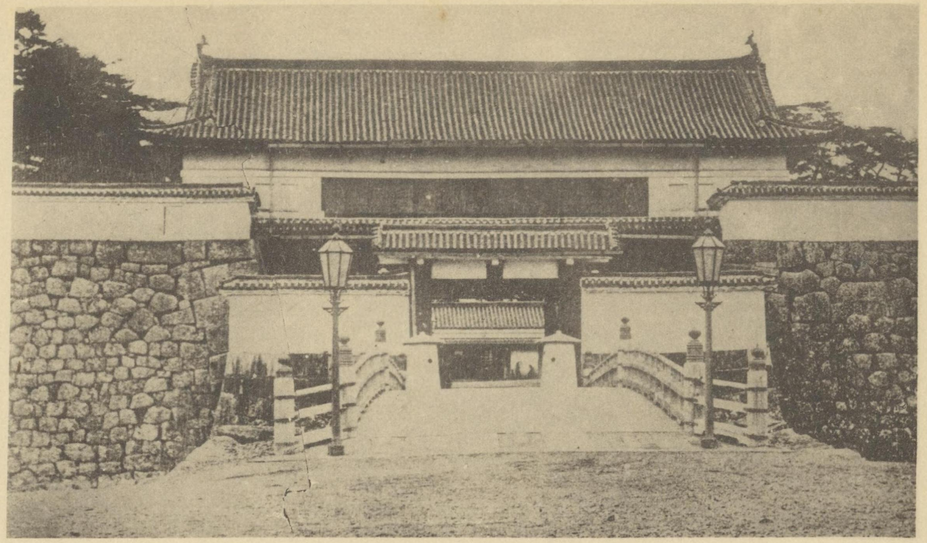

上右、明治初年の二重橋正門寫眞　下岡蕗仗撮影

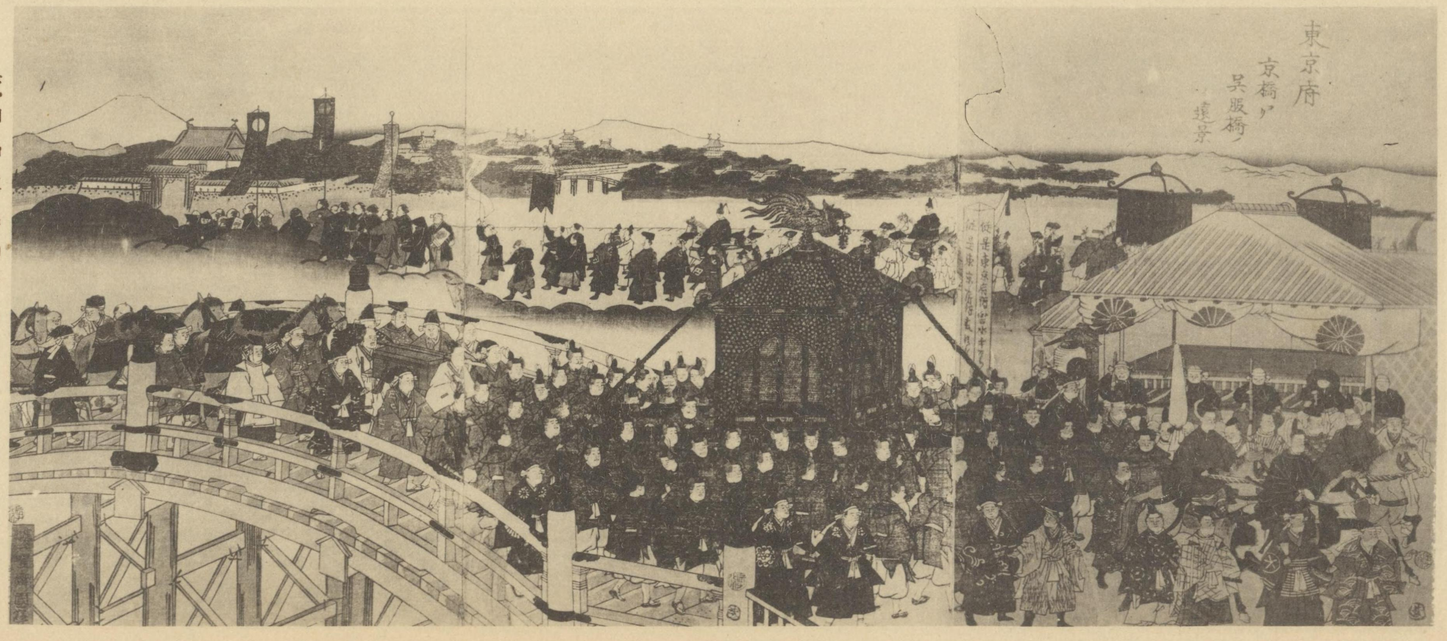

下、明治天皇御東幸圖　國輝筆

三枚續大判の錦繪で京橋渡御の御有樣を寫したものである。

帝國圖書館藏

皇后宮御入内と御東幸

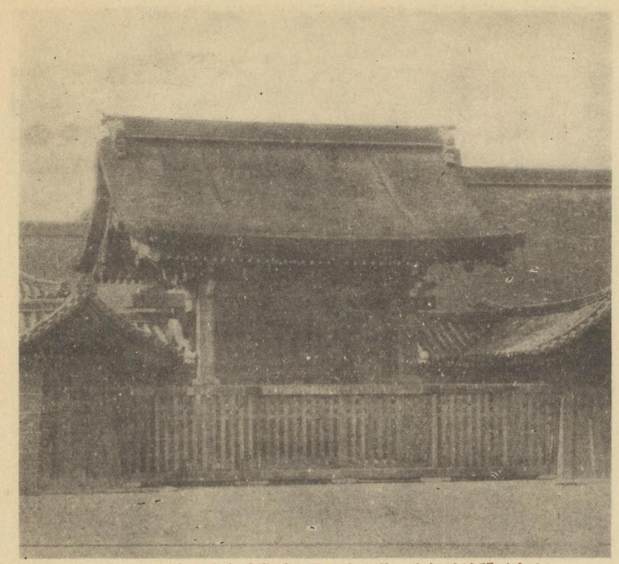

上左、明治元年十二月二十八日立后當時御入内ありたる
京都御所朔平門

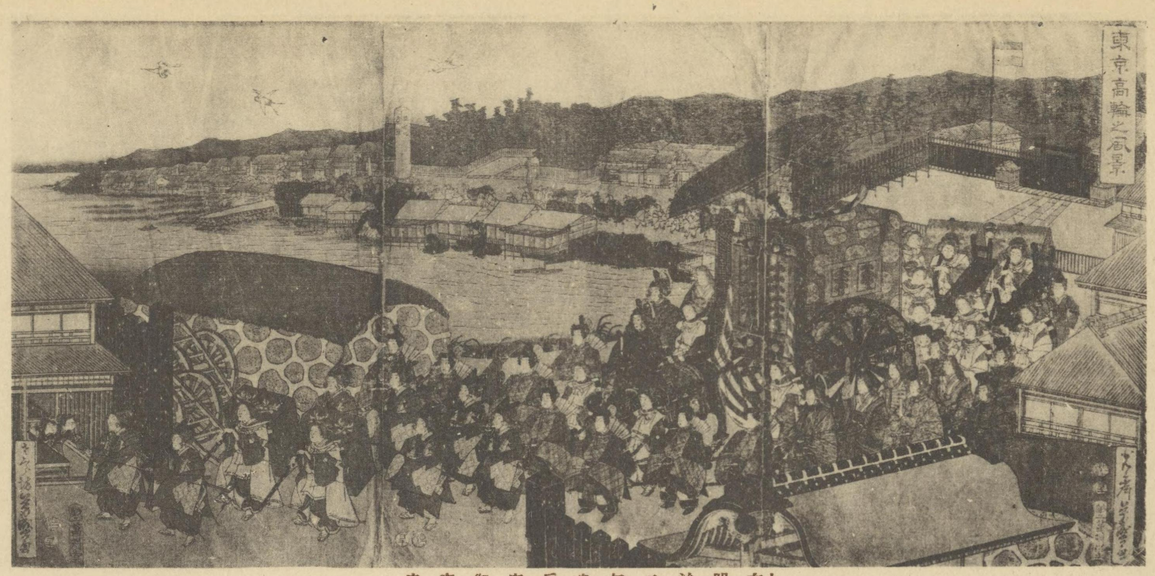

上右明治二年皇后宮御東幸
高輪大木戸通御の圖

下左、皇后宮御入内當時乘御あらせられたる
檳榔毛の御車

下右、明治六年十二月五日開拓使假學校に行啓の皇后宮。右より、開拓次官黒田清隆、御雇女教師イ・デロイトル。同イ・ツーウアーテール。典侍室町清子。命婦三上文子。昭憲皇太后。權掌侍樹下範子。掌侍石山輝子。

版籍奉還建白の四藩主

左、土佐藩主山内容堂

中上、長門藩主毛利敬親

中下、薩摩藩主島津忠義

右、佐賀藩主鍋島閑叟

右上、明治三年橫濱運上所（稅關）前の光景
齋藤昌三氏藏

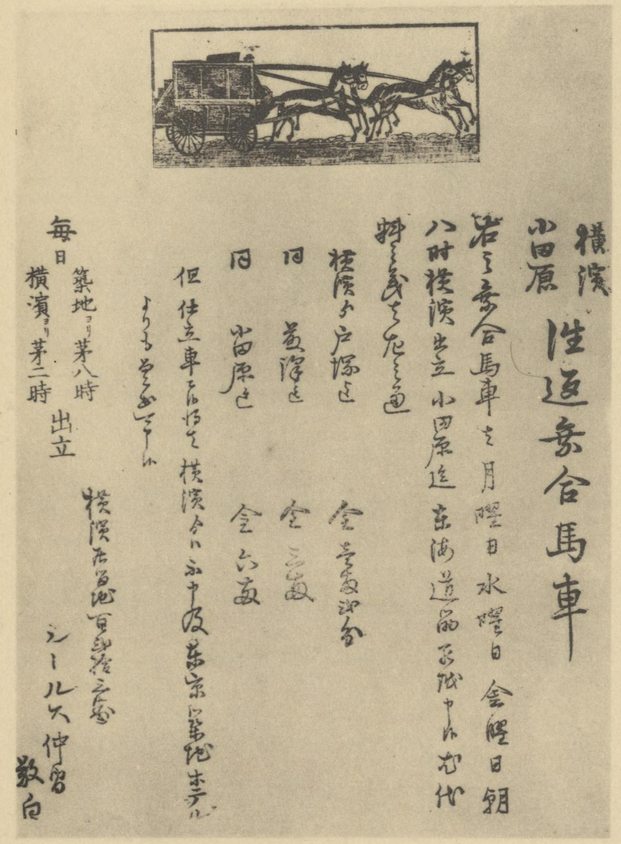

左、橫濱小田原間乘合馬車詮書

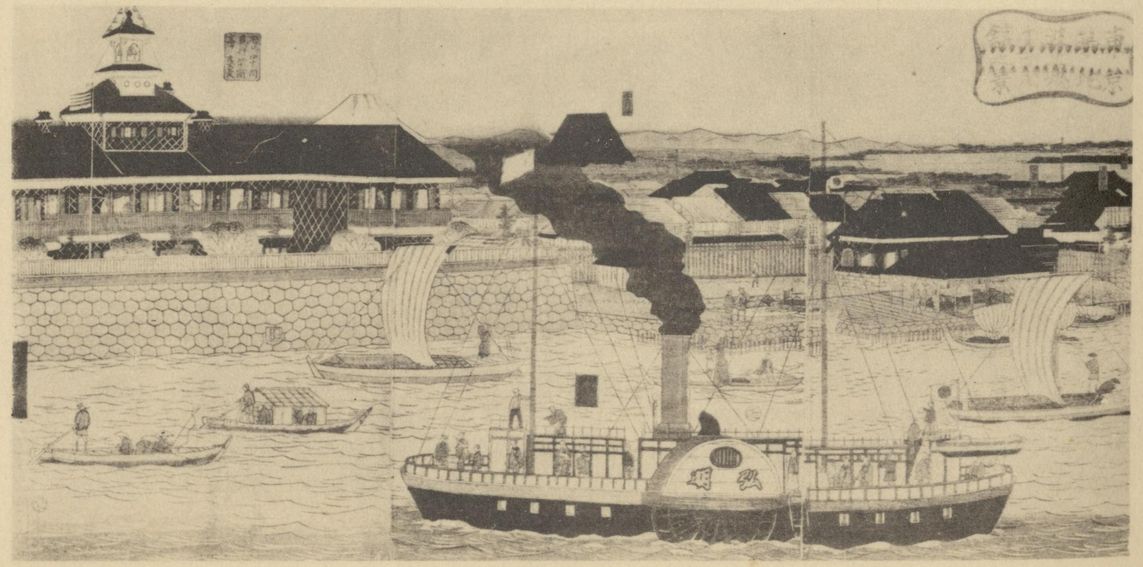

下右、弘明丸圖

明治三年橫濱築地間に蒸汽船が運つた。明石丸と云ふ船が三年七月五日羽根田沖で汽罐が破裂して乘合の數百名の人々が大火傷を負ひ大變な騷ぎであつたが毎日二回往復して居た。下圖に示すものは當時の蒸汽船弘明丸で左の建物は明治元年八月海軍操練所跡に建てられた築地ホテルで輪奐の美は當時の人々を驚かしたものである。乘合馬車は東京濱間に開業あり、五月開業、東京迄四時間六人乘合一人三分が賃金であつた。橫濱小田原間は外國人の營業で即ち上圖のものは其詮書である。

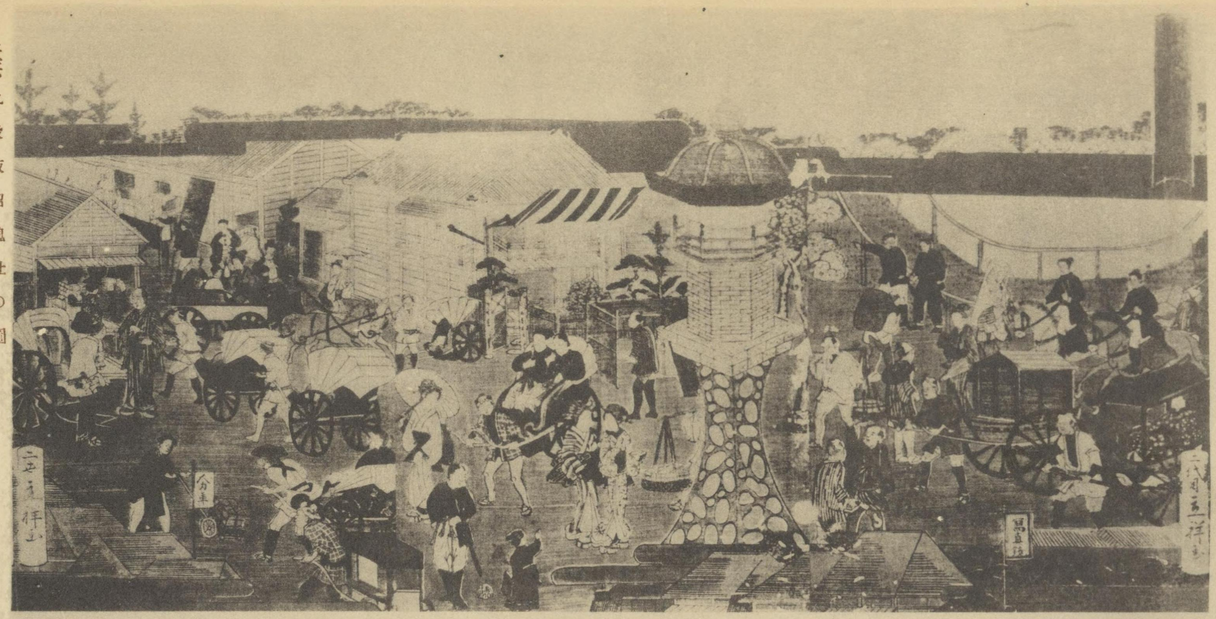

上左、九段坂招魂社の圖
下左、南アフリカのケープタウンに於ける人力車と盛裝の土人車夫
寫眞菅野力夫氏藏

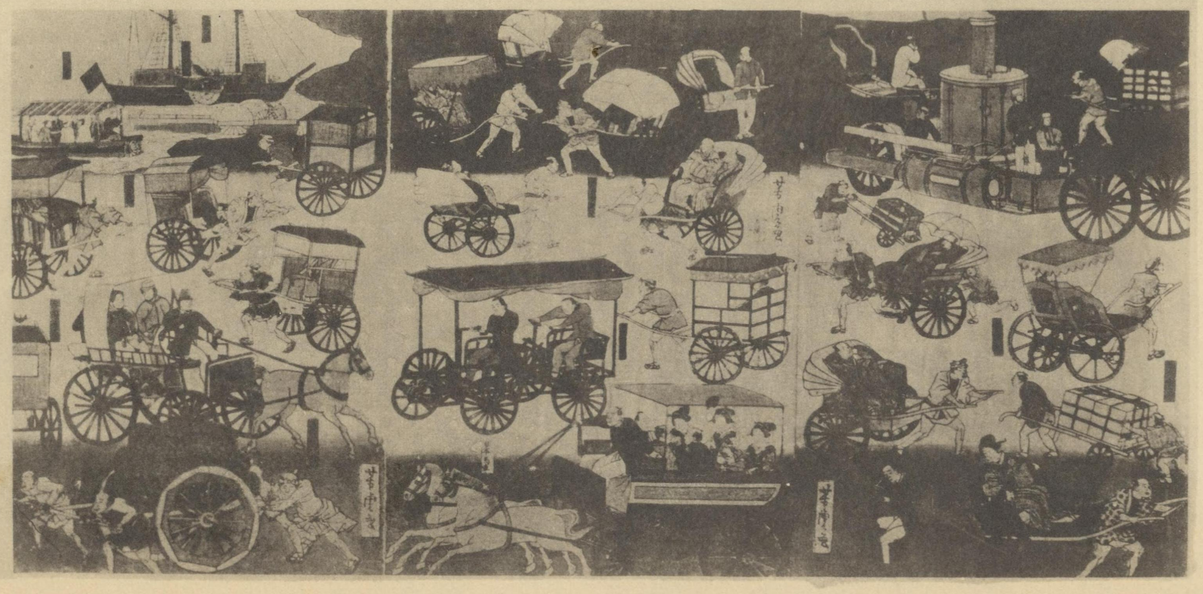

上右、人力車宿
下右、車盡し

明治維新後に大流行したものは何と云つても人力車であつて後に海外迄流行し今日尙南アフリカのケープタウン迄輸出され土人が使用して居る。明治三年三月十七日和泉要助、鈴木德次郎、高山幸助等三人が出願して許可されたもので最初は馬車に對して『人車』と云つたものである。後に車の後に繪を畫く事が流行し、水滸傳、川中島合戰、龍虎、花鳥の類が畫かれる樣になつたが十七年頃禁止されて後は自家の紋をつけるに止る樣になつた。

日本橋之圖

孟齋芳虎畫

東京帝國圖書館藏

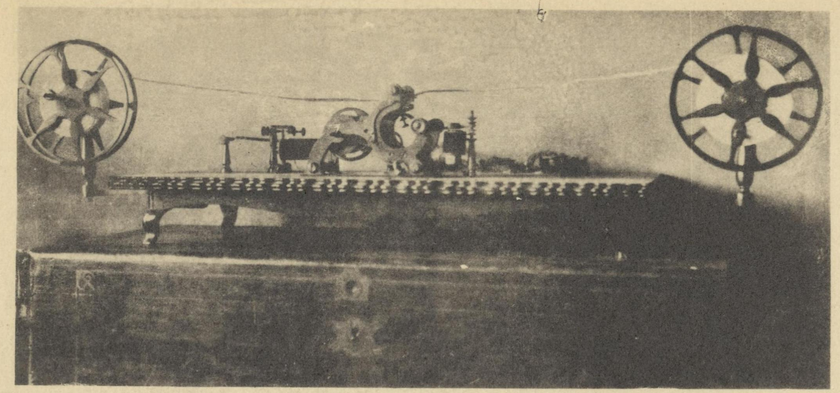

上左、献上のモールス電信機
（遞信博物館蔵）

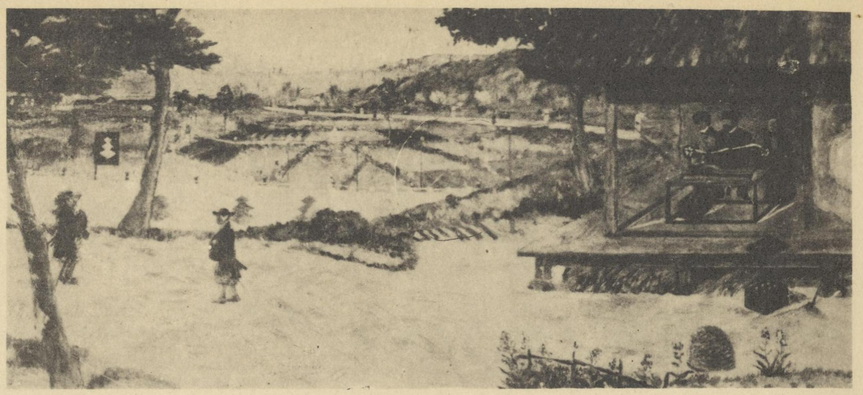

上右、應接所と州千辨天墺内との間通信の圖
嘉永七年二月ペルリが幕府に贈りたるエンボツサー・モールス電信機を信通てし設架を線電に間のと内墺天辨千州と所接應の時當其てし用使たのが我國に於ける電信の始めであらう。上圖は當時の有樣を描きたるもの（遞信博物館蔵）

左、明治二年十二月横濱裁判所内の傳信局の圖
（遞信博物館蔵）

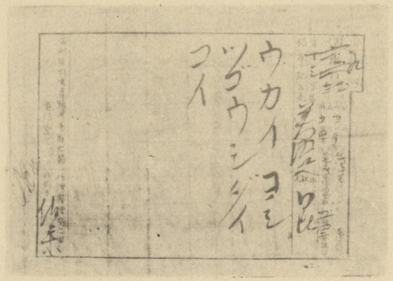

中上、明治六年頃鶏飼へ招待を報ずる
報電の字文名假片
（遞信博物館蔵）

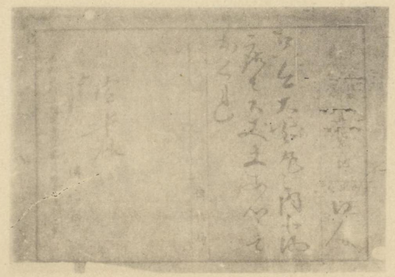

中下、明治五年大火を報ずる漢字に譯譯せる電報
（遞信博物館蔵）

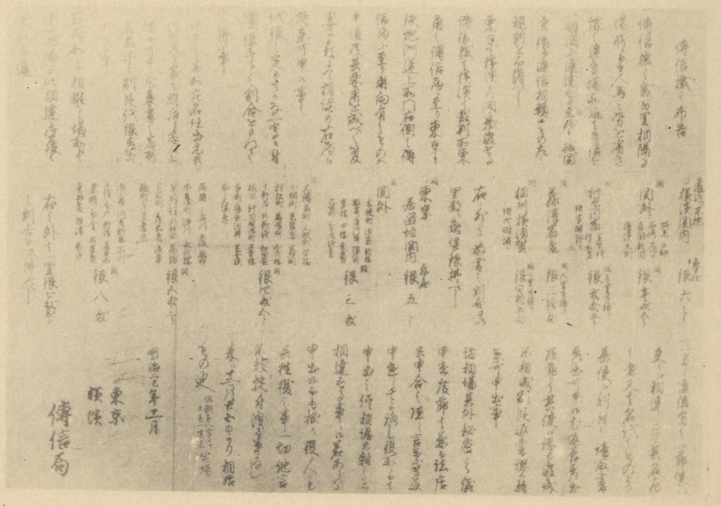

下右電信に關する創業當時の布告
（遞信博物館蔵）

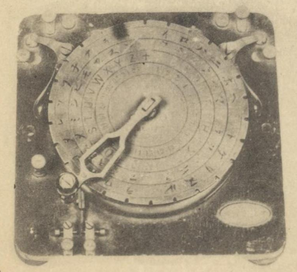

受信機
（遞信博物館蔵）

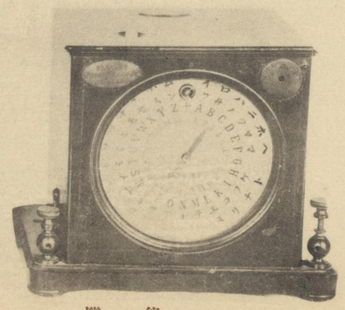

發信機
（遞信博物館蔵）

創業當時の郵便

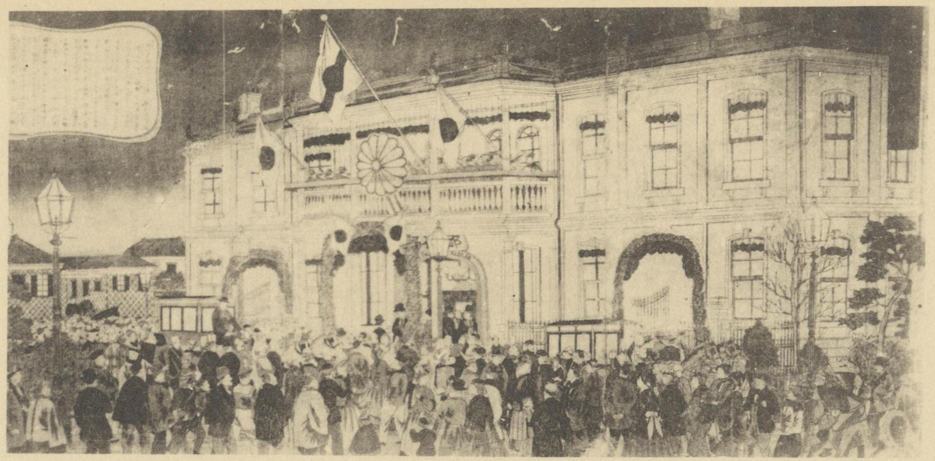

上右、明治四年發行せられたる本邦最初の郵便切手
（遞信博物館藏）

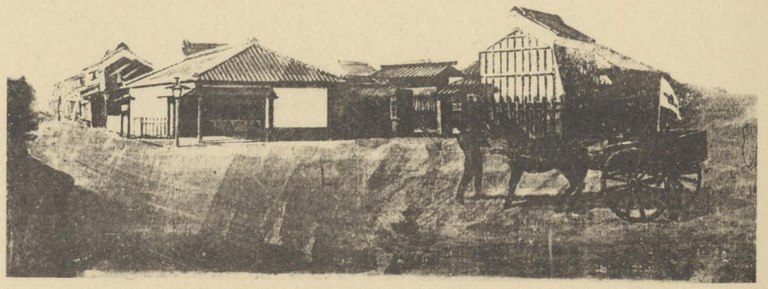

下右、明治四年始めて開設せられたる郵便役所、今の日本橋郵便局の前身で四日市にあつた魚市場を利用せしもの。（遞信博物館藏）

左下、創業當時の郵便掛函及郵便夫（遞信博物館藏）

上左、明治八年一月八日横濱郵便局開局式祝賀圖（廣重圖）（遞信博物館藏）

郵便が今日の如くに盛に成るについては前島密男爵の勞を多とせねばならない　明治五年に始めて東京市中に現はれた時には郵便を「ンベレタ」と讀んで便所と間違へ用便するのに差入口が小さくて高すぎると不平の出た樣な滑稽な話がある。驛遞寮が郵便役所となり又郵便局と成る迄には消印する事に氣が付かなかつたり珍談が澤山あつた。明治八年の横濱郵便局開局式に菊形の瓦斯燈をつけ海軍々樂隊の奏樂等があつたが横濱市民も郵便の開業式と云ふ事を知つてゐるものは殆ど無く唯珍らしがつて局の前に集つた位の事であつたと云ふ

上右、大使出發圖
烏帽子小直衣が岩倉正使　其右が木戸孝允、左は大久保利通

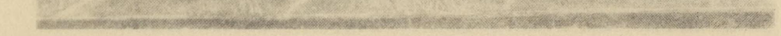

下左、最初の女子留學生
右より永井繁子（十一才）吉益亮子（十六才）駐日米國公使デロング夫人・津田梅子（九才）上田悌子（十六才）山川捨松（十三才）　（津田梅子子藏）

下右、米國に於ける大使一行
右より　大久保利通、伊藤博文、正使岩倉具視、山口尚芳、
木戸孝允

明治四年十月右大臣岩倉具視は歐米觀光の爲に一行五十四人東京を發し十二日午前十時橫濱波止場より太平洋會社の郵船アメリカ號に乘じ午後一時砲臺及び軍艦より十九の禮砲裡に發航した。此時黑田清隆の斡旋にて女子教育の爲、東京府士族秋田事典縣雄正益吉亮子を始め五名の少女を一行と共に渡米せしめたが是實に最初の女子留學生であつた。船中非常に困却しつゝ渡米し吉益亮子と上田悌子とは半途にして歸り他は十年後歸朝した。永井繁子は瓜生海軍大將夫人となり、津田梅子は英學塾を開いて英育に從事し、山川捨松は後の元帥大山巖公爵夫人となつた。

開拓使時代の北海道

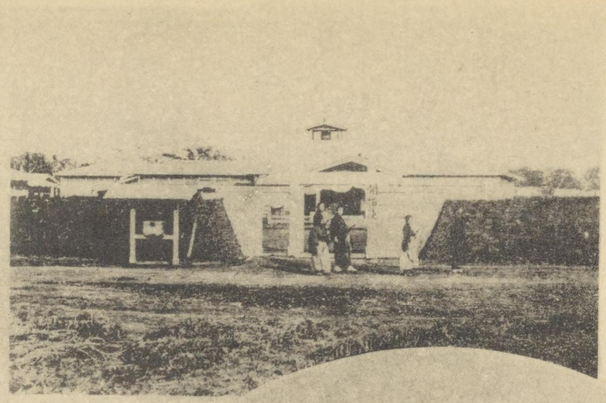

上右、開拓使假廳舍
明治四年札幌東創成通(今日の北四條東一丁目)に建設せるもの

左中、殖民地の區劃貸付
明治二十七年北海道廳員が千歳原野に區劃地の貸與を爲せる有樣である。

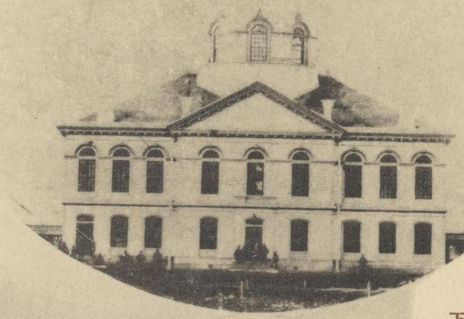

右中、開拓使廳舍
明治六年十月竣工。米人ケプロン設計のもの。

上左、開拓使當時の移住民に士族が多かつた爲に大刀を帶びて凄まじき風采である。明治八年酒田縣より移民の一團

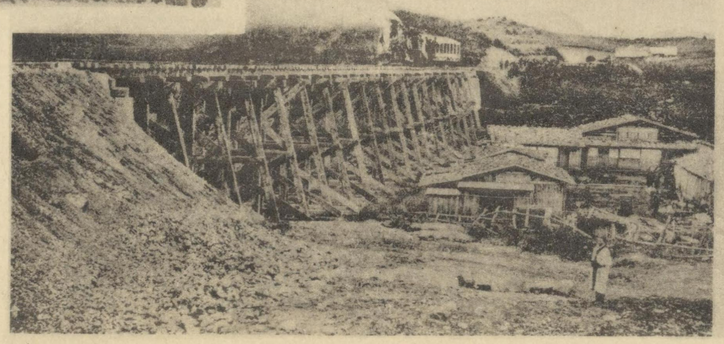

下左、明治初年の小樽
小樽入船町附近。明治十四年撮影

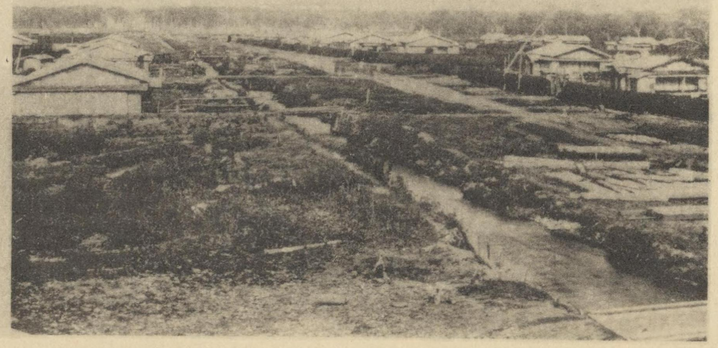

下右、明治五年頃の札幌
創成川附近

開拓使が置かれたのは明治二年七月であつて八年に蝦夷を北海道と改め十一國八十六郡となし十月長官東久世通禧以下函館に航して假廳を置き四年札幌に廳所を設けたが明治三年に開拓次官黒田清隆が洋行して四年六月米人ホラシ、ケプロン外三名を聘し開拓用器具を携へて歸朝して移住民を奬勵した。最初の移住民は奥羽地方の士族が多かつた爲に腰に大刀を佩き手には鍬を持つと云ふ有樣であつたが後には純然たる農商工人が移住して來たのである。開拓使廳舍は職工を東京より招いて建築し六十八坪餘、三層樓で高さ十四間一尺、經費三萬二千餘圓であつたと云ふ。

最初の博覽會と萬國博覽會參列委員

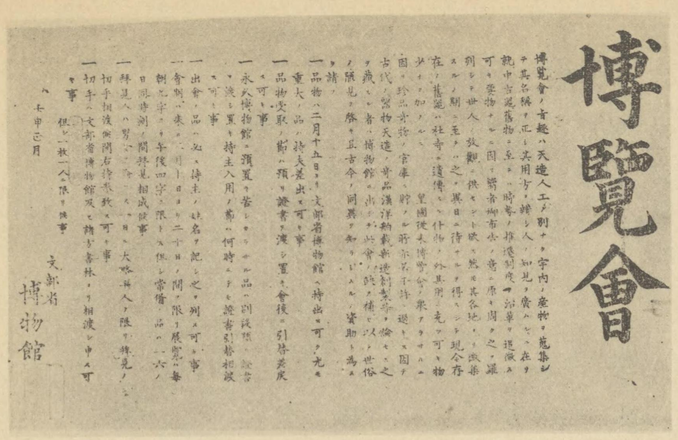

博覽會

博覽會ノ古趣ハ天造人工ノ別ナク宇内ノ産物ノ蒐集ヲ
テ其名稱ヲ正シ其用ヲ辨ノ人知見ヲ廣ムヘク在リ
観中古萬物ヲ呈ス時勢ノ推遷制度ノ沿革ヲ證徴ス
可キ物モ亦固ヨリ觀者ノ意ニ滿ヲ期シ之ヲ
列ヲ世人ノ玩觀ニ供スト雖モ既ニ其名地ニ就キ
スルノ則ヲ立ツルニ非レハ得テ以テ現今存
在ノ萬品ヲ社等ニ區別シ其所ヲ定ムヘカラス
ルヲ以テ是ヲ博覽會ト稱ス
固ヨリ珍品奇物天造ノ古事ノ存スル者ハ新古ヲ問ハス悉ク之
古代ノ製物天造ノ奇品漢洋動植鉱物ノ標本ヲ陳列シ
ヲ藏シ之ヲ觀ル者ハ博物館ノ出入ヲ許シ以テ世俗
ノ開見ヲ廣メ且古今同異ヲ知ルノ資助ト為ス

一品物ハ二月十五日ヨリ文部省博物館ニ持出ス可シ尤モ
重大ノ品ハ許可ヲ要ス可キ事
一品物受取ノ節ハ預リ證書ヲ渡シ置キ、會後引換ス可キ事
一永久博物館ニ置ク品ハ別段ニ證書ヲ渡シ置キ、會後引換ス可キ事
一出會品一如ニ付キ其主ノ姓名ヲ記シ札ヲ附ス可キ事
一會期ハ來ル三月一日ヨリ二十日間ニ限リ展觀ス毎朝七字ヨリ午後四字ニ限ル休日ハ當館ノ定ムル所ニ從フ可シ
一陳列ハ入費ヲ以テ大略其人ノ族ニ隨テ特見ノ
一切手ハ後日開店待乘ニ賣ル可キ事
一切手ハ文部省博物館及ヒ諸方寄林ニ相渡ス可キ事

文部省
博物館

上左、博覽會の布告

右上及下左、明治五年三月御茶の水聖堂に開かれた内國博覽會
下右、慶應三年巴里萬國博覽會に渡航せる德川民部大輔昭武の一行

慶應三年佛京パリーで開かれた萬國博覽會には我國も賛同して江戸からは將軍の代理として德川民部大輔昭武（十四才）一行と島津からは代表として岩下佐次右衞門方平が參加して渡佛し一行はナポレオン三世に謁し記念のメダル等を賞つて歸つた。内地の博覽會としては明治五年三月御茶の水聖堂で催されたのが最初のもので此時は物産と及び動植鉱物標本類を集めたもので此時一臨一の呼び物は名古屋城の金の鯱で高さ八尺七寸、尾の長さ五尺四寸、胴廻り七尺三寸、金の鱗八百枚餘をもつて作り燦然として衆目を引いたものである。會期は二十日間であつたが大變な賑ひであつた。

皇后宮の産業御奬勵

左、昭憲皇太后田植御覽　近藤樵仙謹寫

明治八年六月十八日昭憲皇太后は折からの驟雨をも厭はせ給はず農事を御奬勵の御叡慮より赤坂御苑内の水田に田植を御覽になつた。圖は當時の御模樣を謹寫して公爵一條實孝氏より聖德記念繪畫館に奉納せられたものである。

中、昭憲皇太后御尊影

上右、富岡製絲所行啓と

下右、製絲所内部寫眞

明治五年六月十九日、昭憲皇太后は英照皇太后と御同列で東京御發輿群馬縣北甘樂郡富岡なる富岡製絲所に行啓二十四日親しく操業の實況を御覽あらせられた。圖は五姓田芳柳氏の筆になるもので、外人技師より說明を聞召さるゝ有樣を謹寫せるもの。下圖は當時の富岡製絲所の内部の寫眞である。

維新當時民間の工業思想の發達せざる時に當つて政府は率先經營して工業振興に力を注いだ。第一に製絲の改良を圖るが爲に明治五年群馬縣北甘樂郡富岡に富岡製絲所なる模範工場を設け佛人技師を聘して機械製絲法を傳へ製絲傳習工女を養成した。五年六月二十四日當時皇后に在しゝ昭憲皇太后は英照皇太后と御同列にて行啓遊ばされ親しく製絲の實況を御覽になつた。又昭憲皇太后は農事御奬勵の思召から明治八年六月十八日赤坂御苑内の田植の實狀を御覽あらせられた。

本邦に渡來せる最初の蒸汽車

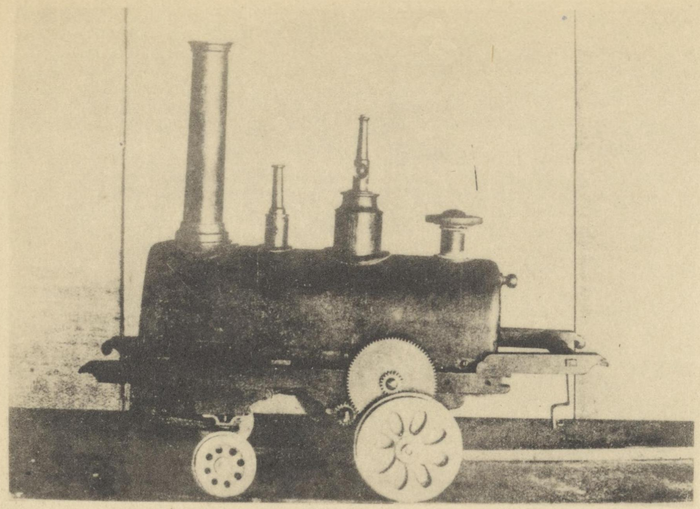

上左、日本人の手に成れる最初の機關車　嘉永六年長崎に入港せる露國使節「プーチャチン」が坐乘のパルラーダ艦内にて運轉して日本人の觀覽に供したるものを安政二年佐賀藩精煉方の中村奇輔（京都の人）石黒寛二（舞鶴の人）田中儀右衛門（近江の人）三名が模造せるもの、現品は鍋島家に秘藏せらる。

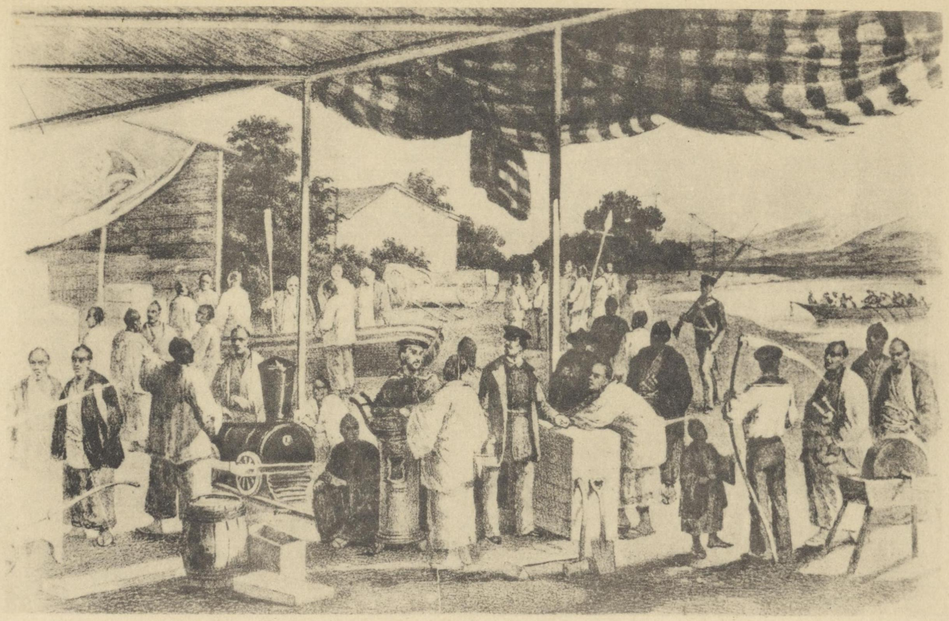

上右、米國使節ペルリ献上の方物陸上の圖
米國使節ペルリ、安政元年二月十五日横濱に來港時の將軍に方物三十三個を献上の爲陸揚げしたる。其中に蒸汽車一揃あつたが、是我國に於ける最初の機關車である。（ペルリ遠征記所載）

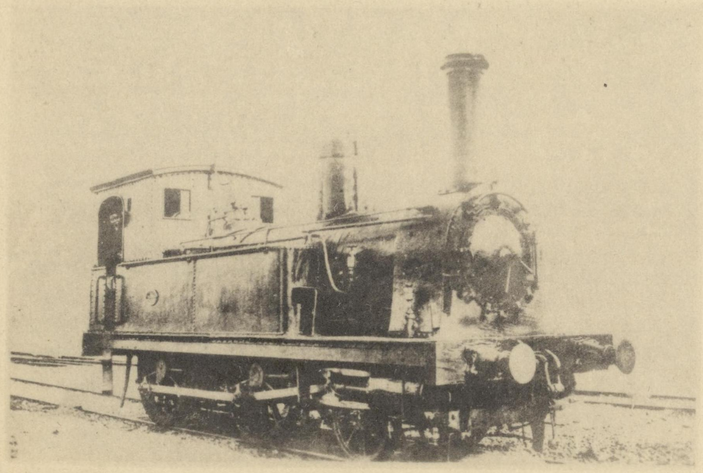

下左、國有鐵道最古の機關車　明治五年九月京濱鐵道開通當時使用し後九州鳥原鐵道會社にて活動中であつたが最近鐵道省に買上げられ同博物館に永久保存せられて居る。

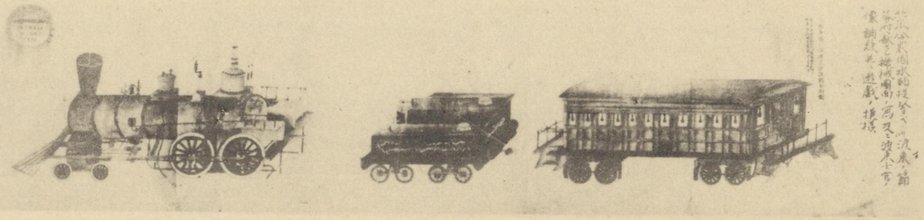

下右　ペルリ献上の蒸汽車の繪卷

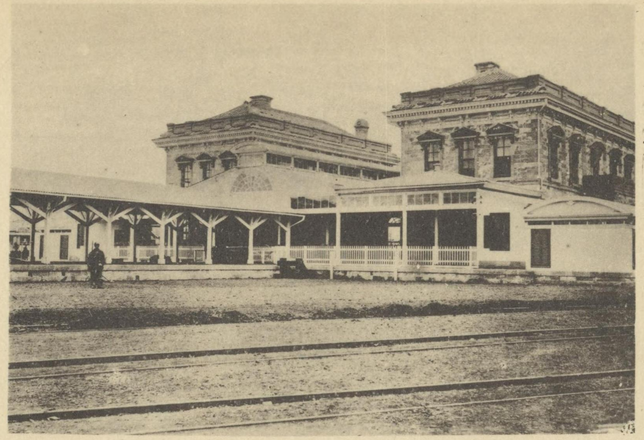

上左、開通式日の汐留驛
上段の左圖は構内より見たる汐留驛（新橋驛）である
下左、開通式當日の裝飾の有樣で寫眞は下岡蓮杖翁の撮影である。（龍田牛步氏藏）

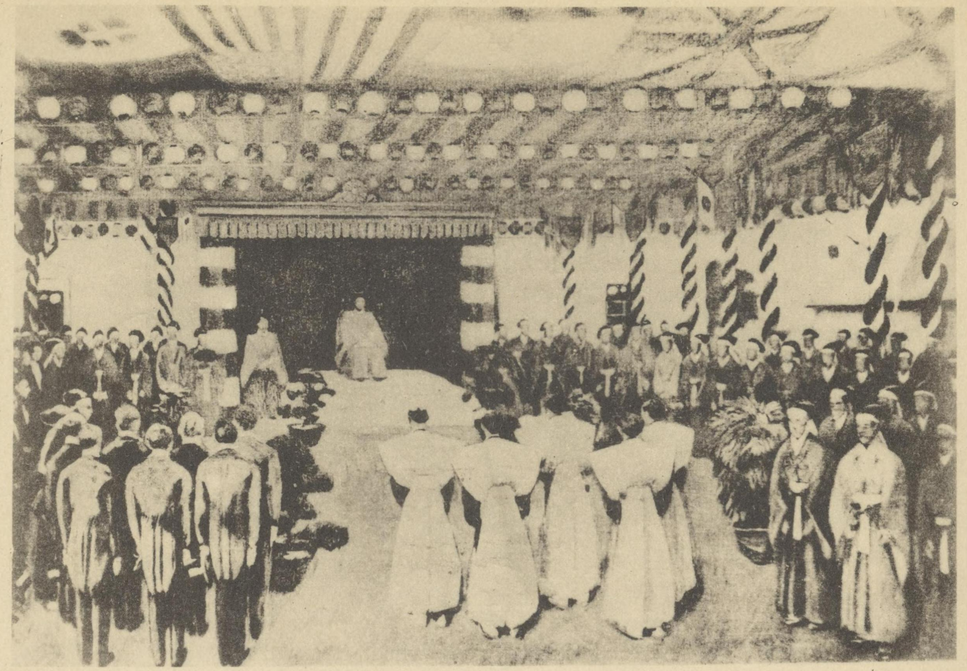

上右、橫濱式場圖　南薫造筆　鐵道博物館藏
明治五年九月十二日鐵道開通式の橫濱に於ける式場の有樣で玉座の第一段に立たせ給ふは有栖川宮、祝詞を奏上せるは內國商人頭取總代原善三郎である。明治天皇は此日金巾子御冠に直衣を召された。

左中、京濱鐵道最初の技師長モーレル。明治三年來朝建設に從事し明治四年九月廿四日致橫濱山手外人墓地に葬つた。

幸臨鐵道開業縱覽ノタメ當日朝八字ヨリ橫濱ステーション內棧敷へ入ルフ許ス
九月九日　鐵道寮

下右、開通式々場拜觀券　加山道之助氏藏
九月九日御擧行の筈の所當日雨天の爲九月十二日に延期され觀拜券は其儘流用されたものである。

京濱間の鐵道は明治二年十一月布設決定し東南兩方より起工明治五年五月竣工九月十二日開通式が行はれた。此日天皇は金巾子冠御直衣を召されて午前十一字（十一時）式場に臨御、玉座の前面一側に太政大臣以下對側に列し、地方官整列し、諸事、頓使、各國公使、外務卿伊藤公權大納言、侍從長、侍從、侍從武官、侍從、驛丁、鼓手、喇叭手、樂手、球燈、萬國旗にて飾り大煙火を打上げ盛觀を呈した。內國商人總代原善三郎等祝辭を奉り十二字（十二時）還御。此日式場は錄諸員に紬緞を賜ひ、各國公使總代、イタリー全權公使コント・アレサンドロエフ。外國商人總代マルシヤル。內國商人總代原善三郎等祝辭を奉り十二字（十二時）還御。此日式場は錄

京濱間に始めて鐵道開通す

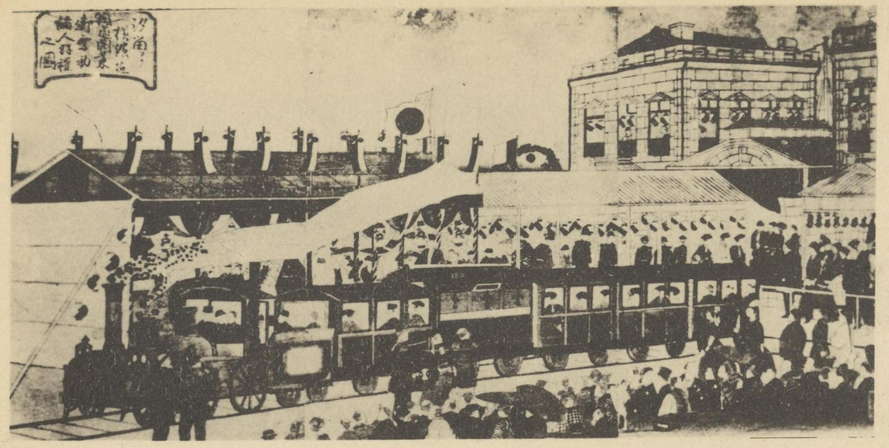

左、富士山麓を汽車汐留停車場を發す

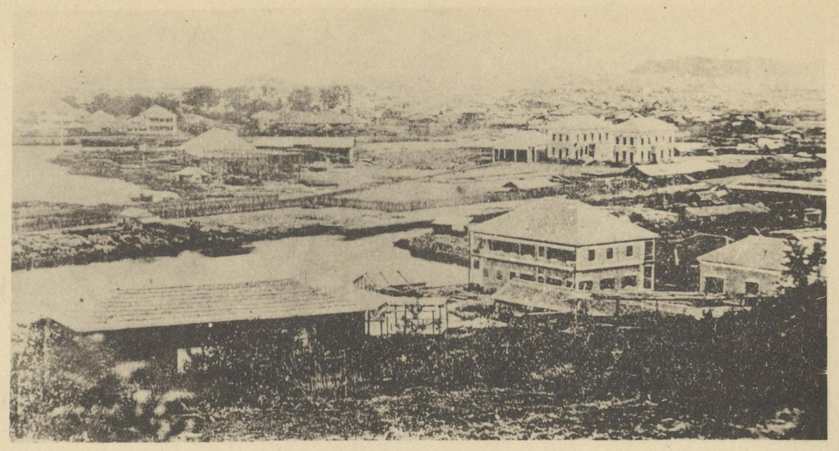

右、明治五年開通式當時の伊勢山より見たる横濱驛

左中、當時の時刻及び賃金表

汽車出發時刻及賃金表

東京	横濱	午前	午後
出	着	八時	二時
品川	川崎	九時	三時
川崎	鶴見	十時	四時
鶴見	横濱	十一時	五時

東京迄	品川迄	川崎迄	鶴見迄	横濱迄
上等 金三朱	上等 金二朱	上等 金一朱	上等 金二分	上等 金一分
中等 金二朱	中等 金一朱	中等 金二分	中等 金一分	中等 金二朱
下等 金一朱	下等 金二分	下等 金一分	下等 金二朱	下等 金一朱
大人	大人	大人	大人	大人

小兒四才迄八無賃十二才迄八半賃金ノ事

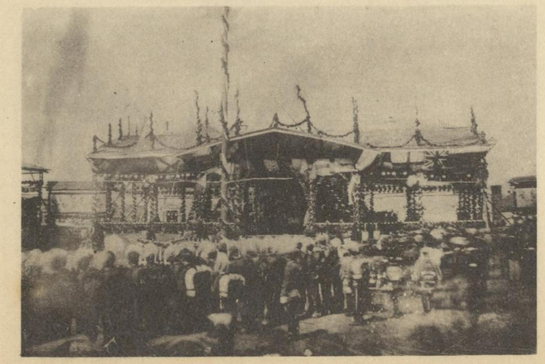

左下、開通式當日の横濱驛

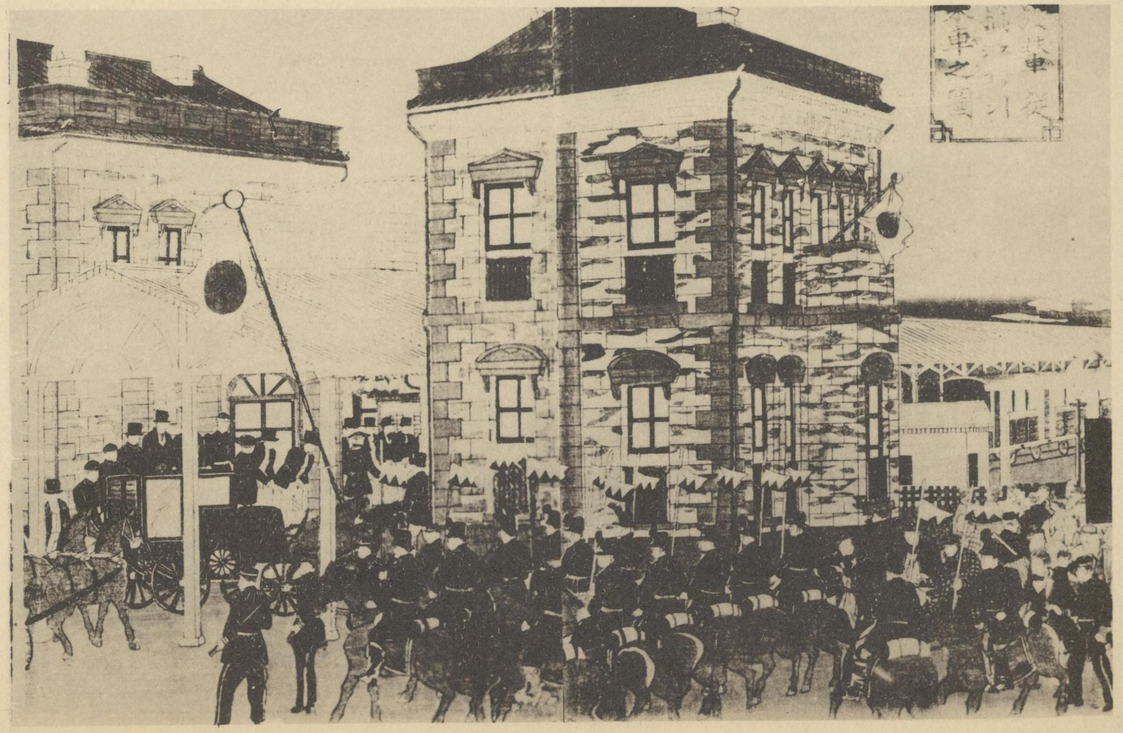

下右、明治五年九月十二日京濱間に鐵道開通、汐留驛より御發車あらせらる。

鐵道開通式頃の官吏の服裝

上、京濱間鐵道開通式當時に於ける官吏の服裝

左下、明治元年の京都府官吏
京都府知事清水谷公孝（中央）以下

右下、幕末の官員。右より。若年寄大關增裕、外國奉行支配組頭松平太郎、軍艦奉行勝安房老中格稻葉正巳、外國奉行石川重敬、米國公使ワルケンボルグ、外國奉行江連堯則

東北地方御巡幸

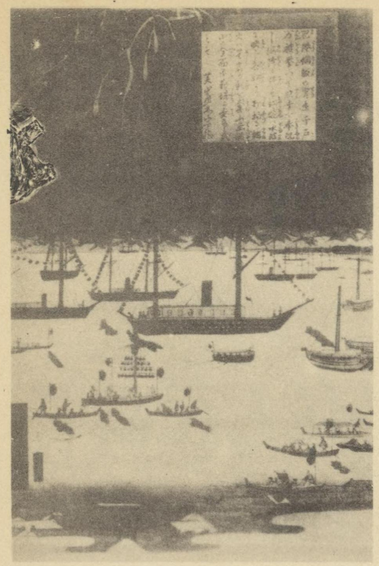

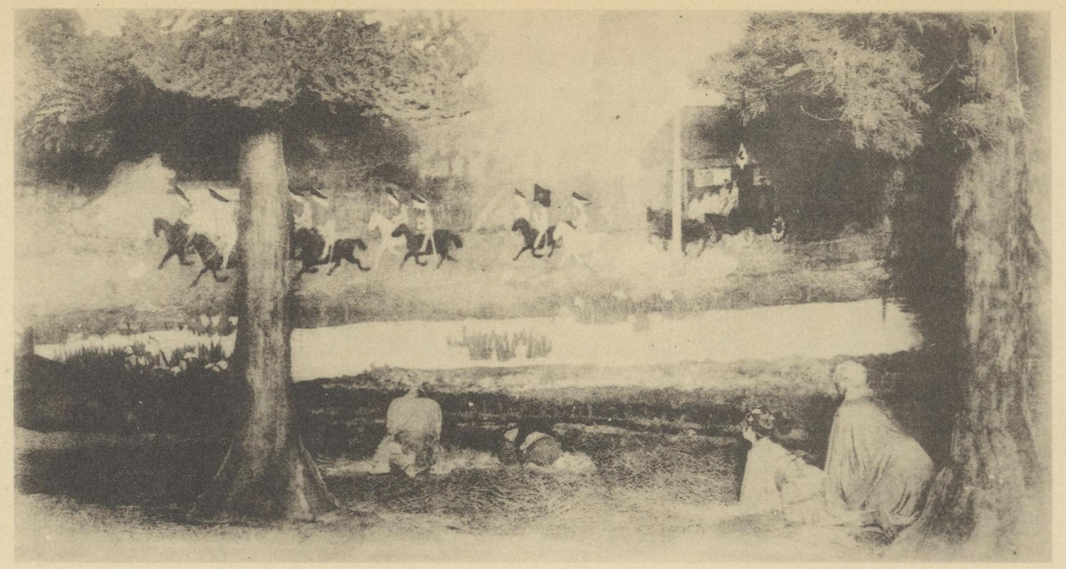

下右、御巡幸當時の供奉御列人名表
上右、利根川鯉漁天覽

下左、東北御巡幸に御乘用の御馬車
上左、函館港煙火天覽

上中、上高野村御通輦　明治五年五月にはは明治天皇中國西海に御巡幸ありしが九年六月二日宮城を出でさせ給ひ七日には日光、八日黒髪山、七月十六日には明治丸にて函館に、十八日再び明治丸に召して七月二十一日海路東京に還幸あらせらる。圖は六月三日埼玉縣幸手と杉戸宿の間通御の有様、此堤を行幸堤と命名今日迄傳つて居る。

明治初年の英國式調練

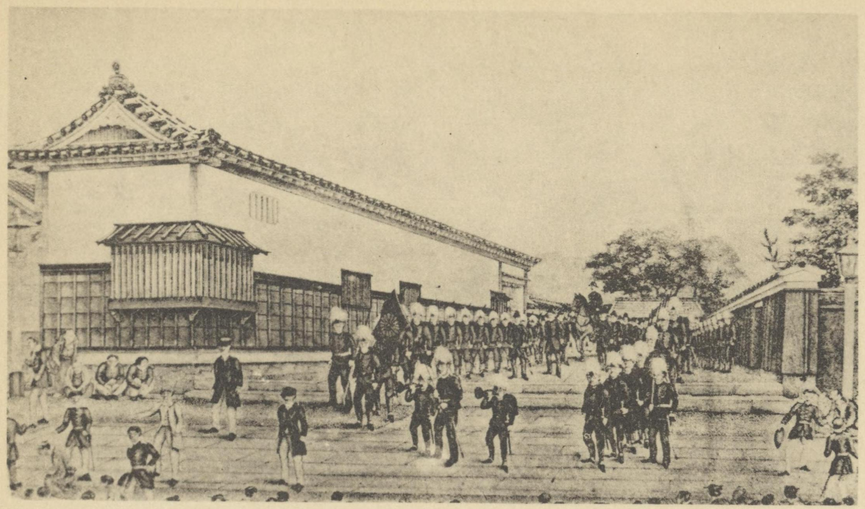

左上、同年大阪より長崎に行幸行在所御出門の圖

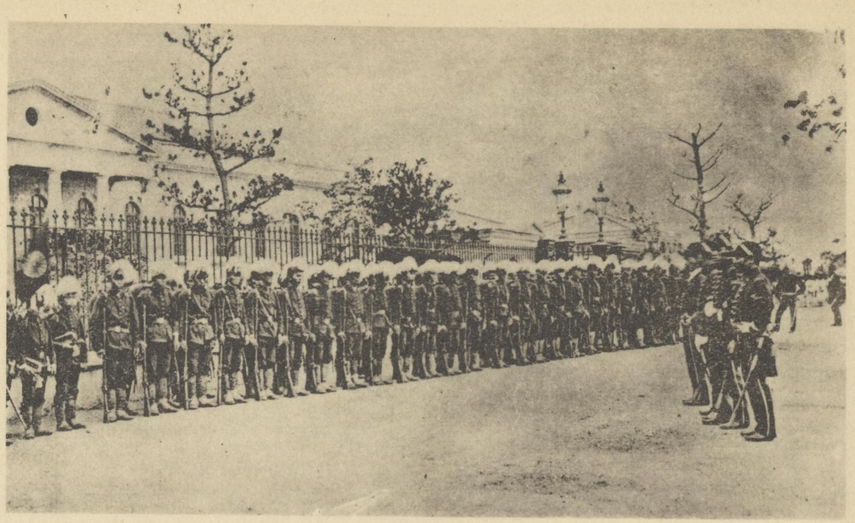

右上、明治五年明治天皇行幸に際し大阪造幣寮前の堵列兵

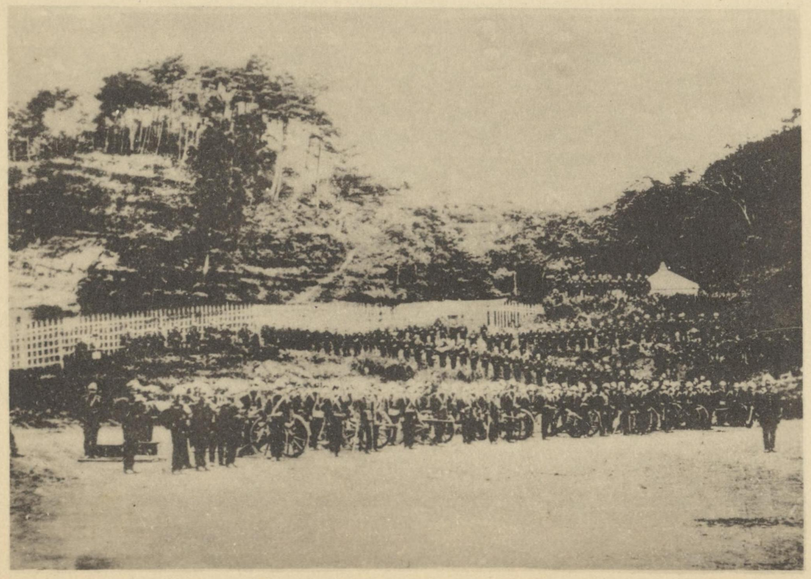

左下、太田陣屋の英式調練

橫濱に英國兵の駐屯せる時薩田泉太郎、林百太郎等の率ゆる定雇役及び下雇兵が太田陣屋にて英國式調練を受くる有樣である。（下岡蓮杖撮影）（中村竹四郎氏蔵）

右下、長崎より熊本を經て鹿兒島に行幸さるゝ島津氏居城の行在所

創業當時の各學府

上左、横濱高島學校々主夫妻(中列右より二人目と三人目及び教職員生徒

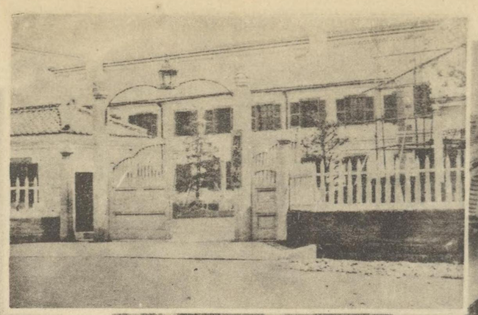

上右及中、開成學校と初期の教職員生徒

下左、竹の橋女學校生徒

下右、創立當初の京都同志社職員

前列より二列目、右より四人目新島襄

開成學校は神田舊東京商科大學の所にあつて明治元年六月幕府の昌平校を收めたもの、二年十二月に開成學校は大學南校となつた。高島學校は明治三年横濱伊勢山下五斯局附近に設立我國洋學校の始めで獨佛語は瑞典人、英語はバラ氏が教へた。京都同志社は明治二十年新島襄の創立する所基督教主義學校としての最初のものである。竹の橋女學校は我國最初の女學校で明治七年設立當時十四才位の女子に英語のみをもつてスペルやや會話等を教授したので教へるものも教へらるゝものも御互に困つたと云ふ。鳩山春子、津田梅子、大山松子等は此所に學んだものである。

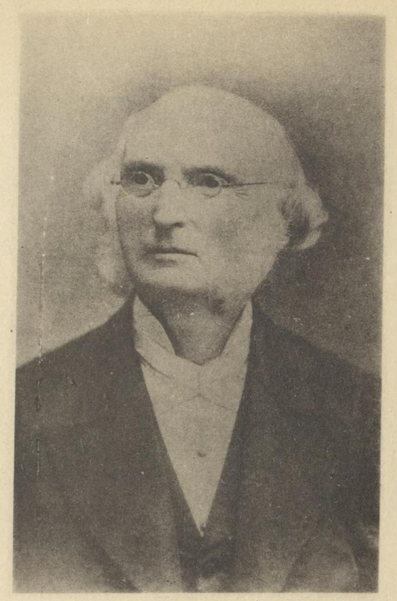

上右　米國神學博士サミユル、ロビンス、ブラウン
明治學院藏
安政六年橫濱開港後來朝明治十年歸國

橫濱開港後始めて出來たユニオンン教會。ブラウン
博士の創立せるもの

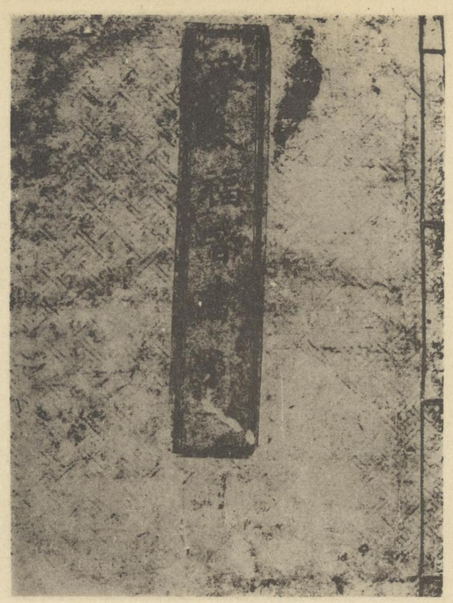

明　四年ゴブリ譯摩太福音書、橫濱にて發行せし
最初の邦譯聖書

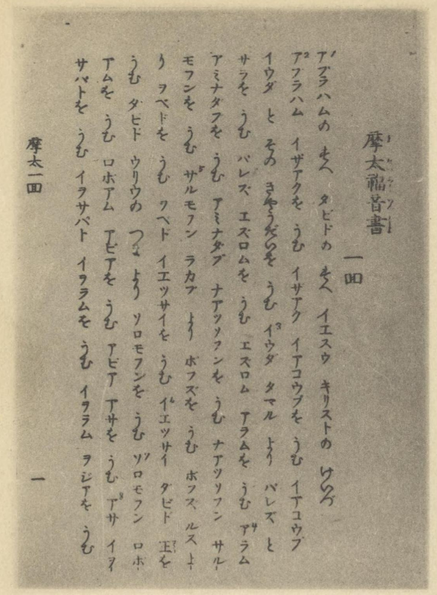

摩太福音書　一四

アブラハムの　子　ダビドの　子　イエスウ　キリストの　ウラ
アブラハム　イザアクを　うむ　イザアク　イアコウブを　うむ　イアコウブ
イウダ　と　その　きやうだいを　うむ　イウダ　タマル　より　パレズ　と
サラを　うむ　パレズ　エズロムを　うむ　エズロム　アラムを　うむ　アラム
アミナダブを　うむ　アミナダブ　ナアソンを　うむ　ナアソン　サルモン
モフンを　うむ　サルモン　ラカア　より　ボフズを　うむ　ボフズ　ルスト
うヘトを　うむ　ヲベト　イエッサイを　うむ　イエッサイ　ダビド　王を
うむ　ダビド　ウリウの　つま　より　ソロモフンを　うむ　ソロモフン　ロホ
アムを　うむ　ロホアム　アビアを　うむ　アビア　アサを　うむ　アサ　イヲ
サパトを　うむ　イラサパト　イヲラムを　うむ　イヲラム　ヲジアを　うむ

摩太一四　一

上左、摩太　マタイ福音書の第一頁

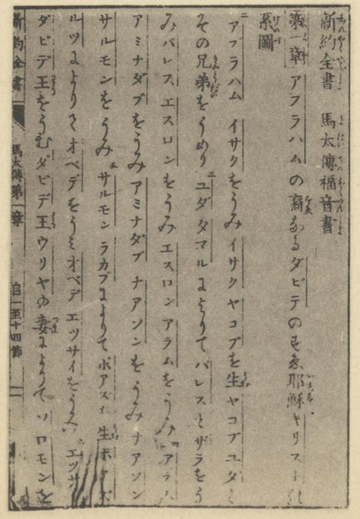

新約全書　馬太傳福音書
第一章　アブラハムの裔なるダビデの子耶蘇キリストの
譜圖
アブラハム　イサクをうみ　イサク　ヤコブを生　ヤコブ　ユダと
その兄弟をうめり　ユダ　タマルよりてパレスとザラをう
みパレス　エスロンをうみ　エスロン　アラムをうみ
アミナダブをうみ　アミナダブ　ナアソンをうみ　ナアソン
サルモンをうみ　サルモン　ラカブよりてボアズを生　ボア
ズ　ルツよりてオベデをうみ　オベデ　エッサイをうみ
ダビデ王をうむ　ダビデ王　ウリヤの妻よりてソロモン

新約全書　馬太傳福音書　第一章　一

下左、米國聖書會社發行の馬太傳。
明治五年九月橫濱に開かれたる第一回宣教師會議によつて飜譯に着手し明治十二年に完成した新約全書である。

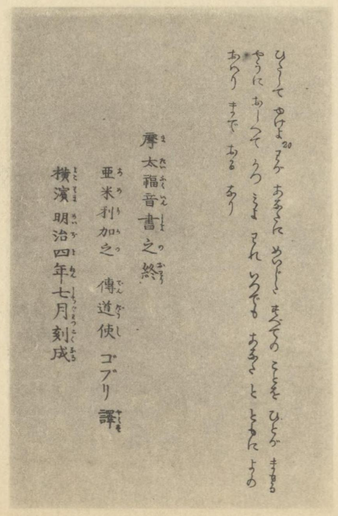

ひとりて　おひよりケ　おるさに　めひとり　まさるの　ことを　ひとり
やうに　あらんそ　ろつ　ミま　うれ　ひとりも　おるさ　と　とりたよりの
おろり　まうで　おるる　おり

摩太福音書之終
亜米利加之　傳道使　ゴブリ　譯
橫濱　明治四年七月刻成

下中、ゴブリ譯摩太福音書の卷末。

下右、橫濱商館天主堂圖。廣重筆
明治初年橫濱居留地八十番地に佛人が創設した、ローマン・カトリック派の天主公教會で最初の牧師はデッケイ氏であつた。明治三十七年山手四十四番に移り今に現存して居る。

德川幕府の邪教禁止令によつて基督教は多年の間宣布を許されなかつたが橫濱開港後ヘボン博士の來朝となりて次いでブラウン博士は傳道の爲來朝してユニオン教會を創立し長年にわたり英和會話會等著の篇あり『新東洋の建設』と呼ばれ『者說建の洋東新』と又教育の爲、靈魂救濟の爲基督教會を設立して居る。馬太傳は當時發禁止令の下に於て日本人の手によつて飜譯されたる最初の新約全書である。ゴブリ氏は米國傳道者維新前より渡來し、此書は今日所謂稀覯書として珍重されて居る。
奥野、井深、高橋の諸氏の協同飜譯になる新約全書である。

下右、甘酒屋
上右、蒔繪師
兩圖共明治三四年頃の外人の撮影に掏はるものである。
原寫眞は龍田牛歩の秘藏である。
（平凡寺氏の好意による

上左及下左、我國に於ける最初の徴兵檢査。
兩圖共明治七年四月撮影の我國に於ける最初の徴兵檢査應募の壯丁である。
襟に名札を下げ或は鉢卷をなし、斷髪あり、チョン髷あり、迚も今日想像も出來ない風態である。

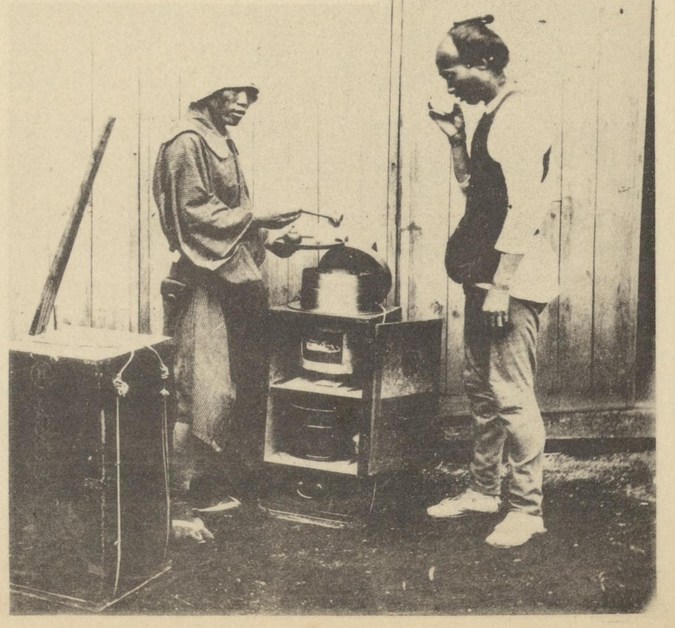

岩村高俊

後藤象次郎

高杉晋作

香川敬三

野村靖

左より、伊藤俊輔、中井弘、大隈重信　久世喜弘、井上聞多

福岡孝悌

大江戸の名所

佃島
（中村竹四郎氏藏）

不忍池と馬見所
（中村竹四郎氏藏）

御茶の水
（中村竹四郎氏藏）

愛宕山
（添田坦氏藏）

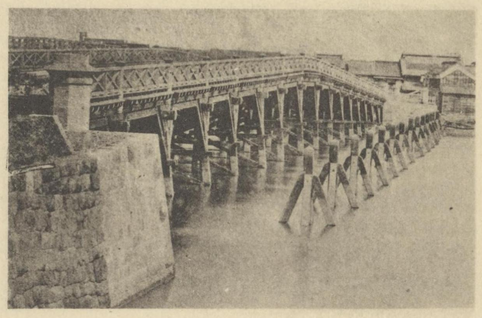

永代橋
（添田坦氏藏）

附見込牛
（中村竹四郎氏藏）

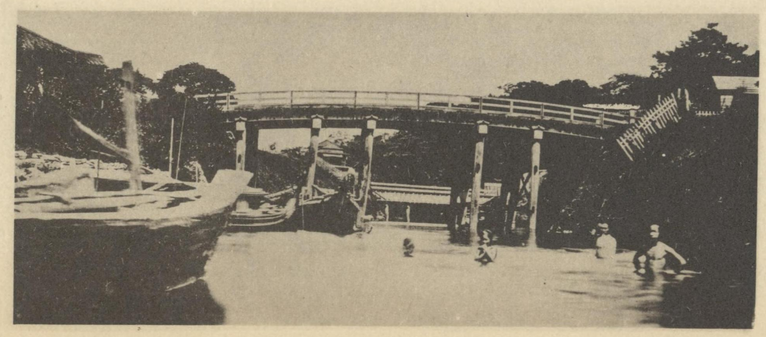

水道橋
（中村竹四郎氏藏）

牛藏門
（中村竹四郎氏藏）

中上、明治五年馬車屋青柳軒の告條

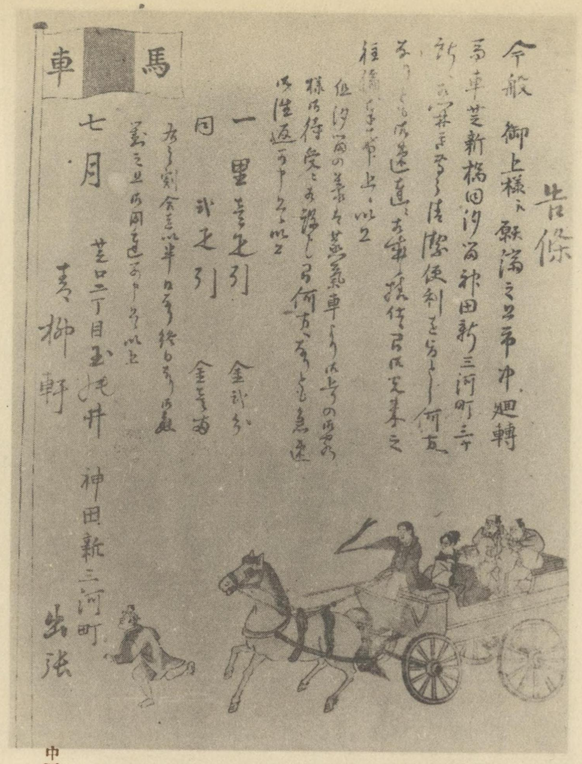

中下、明治五年版郵便馬車會社の告條

流行の部　不流行の部

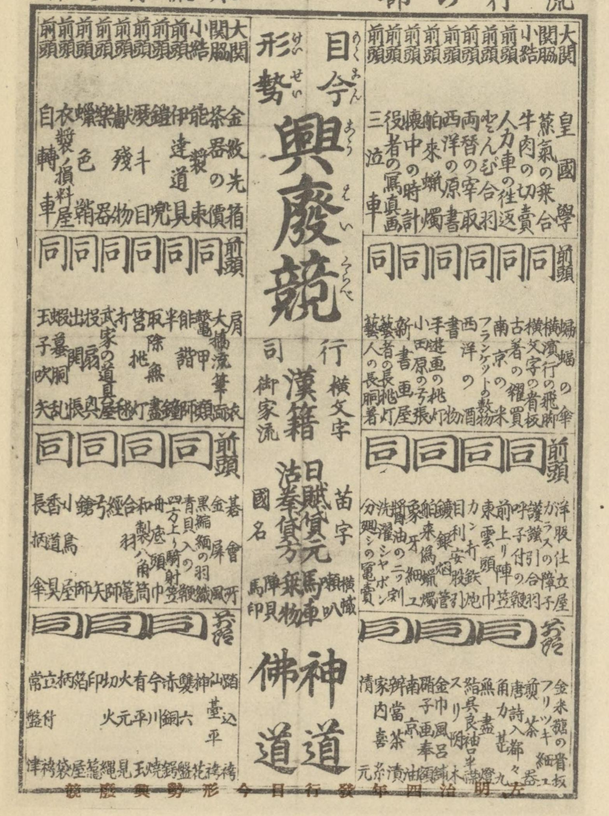

明治元年

五事の御誓文發布

曩に德川慶喜大政を奉還し、尋で王政復古の大詔は渙發せられたるも、其封土は未だ朝廷に收めず、從て其實權は尙幕府に握られ、陛下は勿論、諸藩も亦その歸趨する所に躊躇しつゝあつたが、鳥羽、伏見の戰に於て幕軍慘敗し、慶喜は倉皇として關東に逃げ下り、京畿以西、中國、四國、九州を通じて、今や悉く朝廷の指揮を遵奉するに至つた。玆に於て朝廷の新政府組織は着々として成り、太政官を置き、八省を設け、正月十三日に太政官代を九條道孝の邸に置いて、萬機の政務を總判し、越へて十七日神祇、內國、外國、海陸軍、會計、刑制度の七科を分ちて、太政官中に設置し、各科には總督を置き、別に議定官を置きて政務を議定せしめ、其他各般の制度に亘り整然として面目を一新した。

斯て明治天皇は新政府の施政方針を天下萬衆に告示して其向ふ所を知らしめ給ふ御趣旨を以て三月十四日親から紫宸殿に出御あらせられ、公卿有司百官を集へ、恭しく天神地祇を祭りて五事を誓はせ給ふた。

「一　廣く會議を興し、萬機公論に決すべし

一　上下心を一にし盛に經綸を行ふべし

一　官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す

一　舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし

一　智識を世界に求め大に皇基を振起すべし

我國未曾有の變革を爲さんとし、朕躬を以て衆に先んじ天地神明に誓ひ、大に斯國是を定め萬民保全の道を立んとす、衆亦此旨趣に基き協心努力せよ。

戊辰三月」

此日また臣民に對して聖旨を奉體せしめんが爲め、更に左の如き御宸翰を賜ふたのであつた。

「窃に考ふるに中葉朝政衰へてより武家權を專にし、表には朝廷を推尊して、實は敬して是を遠け、億兆の父母として絕て赤子の情を知ること能はざるやう計りなし、遂に億兆の君たるも唯名のみに成り果て、それがために今日朝廷の尊重は古に倍せしが如くにて、却て朝威は衰へ、上下相離るゝこと宵壤の如し、かゝる形勢にて何を以て天下に君臨せんや、今般朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も其所を得ざるときは、皆朕が罪なれば、今日の事朕自ら身骨を勞し心志を苦しめ艱難の先に立ち、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治績を勤めてこそ始めて天職を奉して億兆の君たる所に背かざるべし。」

斯て五箇條御誓文は發布せられ、尋で舊幕に依て曩に掲榜されしものは悉く撤去し、更めて此の新令五條を掲示さるゝ事となつた。因に、此の五條御誓文の草案は、其第一と第三、第四は福岡藤次（孝悌）第二と第五は三岡公正（後に由利公正）の立案に成つたものと傳へられて居る。

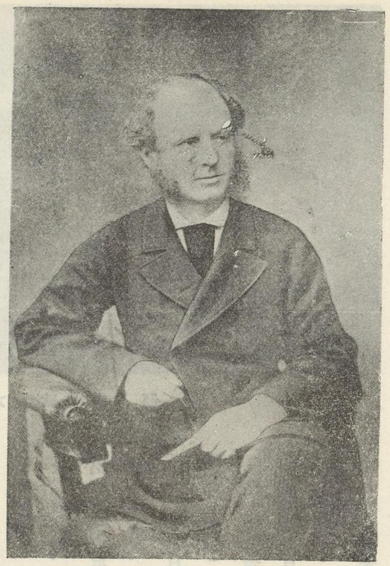

駐日英公使パークス

是より先、新政府は逐次に諸外國と條約を締結し、廟議の上、各國公使を入京參朝せしむる事にしたので、各公使は二月晦日（明治元年）を以て入朝したが、其際英公使パークス氏の參朝の途を要擊した暴徒があつたので、公使は此日の參朝を見合せ翌三月三日に參朝した。政府は此の椿事に鑑み大に警戒し、一般人民に對して誤解なき樣警告し、變を未發に防ぐ爲め三月に至り嚴重なる制札を掲示したのであつた。制札の全文は左の如くである。

覺

今般王政御一新付朝廷の御條理を追々外國御交際の儀被仰出諸事於朝廷直ちに御取扱被爲成萬國の公法を以條約御履行被爲在候に付ては全國の人民叡旨を奉戴し心得違無之樣被仰付候自今以後猥りに外國人を殺害し或は不心得の所業等いたし候ものは朝命に悖り御國難を釀成し候のみならず一旦御交際被仰出候各國に對し皇國の御威信も不相立次第甚以不屆至極の儀に付其罪の輕重に隨ひ士列のものと雖も刑士籍至當の典刑に被處候銘々奉朝命猥りに暴行の所業無之樣被仰出候事

三　月

御親征、大阪行幸

明治天皇には明治元年二月二十八日を以て德川慶喜御親征を詔したまひ、越へて三月廿一日車駕皇城を御出發あらせられて大纛を大阪に進め給ふた。當日御鹵簿の御模樣は頗る盛觀を極め、御行列は眞先に洋服姿に白毛の帽を戴き劍を帶へる軍樂隊が、横笛、太鼓、大太鼓などの樂を奏し、洋服に陣羽織扮裝の警護の武士、諸公卿、薩長土肥其他の諸大名は騎兵直垂姿にて引き續き、續いて京都宮家出入の角力取數名が太刀を佩き袴を着け、赤地に日月の錦の御旗二旒を恭しく捧げて從ふた。天皇には此日行在所を大阪北御堂津村の本願寺別院に定めさせられ、二十六日には川口の天保山に御臨幸あつて大阪灣上に於ける各藩の軍艦、電流丸（肥前）萬里丸（佐賀）オテントサマ丸（長州）ゼラール號（薩摩）コルエット（久留米）の海軍操練を天覽あらせられフランス軍艦二隻が陪觀した。尋で閏四月一日に難波別院に御臨幸あり、英國公使パークス以下一行十名に拜謁仰せ出された。是れ蓋し明治天皇が外國使臣に謁を賜はせられた最初である。斯て四月八日京都に還御あらせられた。

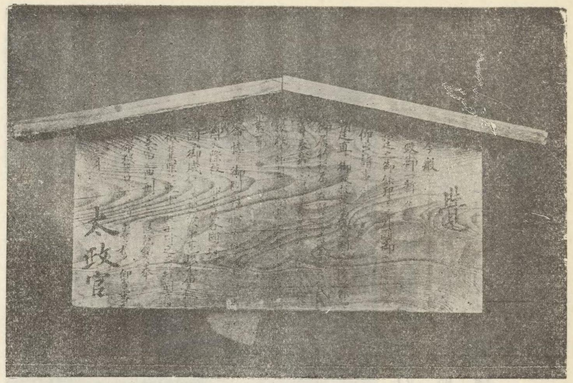

太政官制札

御卽位式擧行、明治改元

是より先明治天皇には慶應四年（明治元年）聖算御十七歳にならせ給ひ、其年正月十五日を以て御元服を加へさせられ、詔じて大赦令を發布あらせられた。既にして東征の官軍は戰はずして平穩の裡に無事江戸城を其手に收め、尋で彰義隊の事變も終熄を告げ、關東は全く平定を見たのであつた。玆に於て天皇は八月二十七日を以て御卽位の大禮を紫宸殿に於て行はせ給ふた。

當日の御模樣一斑を拜記し奉らんに、天皇には黃櫨染の御袍、有紋小揔の御冠、雲綱張の御艸鞋を着させ給ひ、御劍、御璽は侍臣之を捧げて御傍に侍り奉る。申すも畏けれど皇室式微の御時勢柄とて、其御規模も小なりしとは申せ、一天四海に君臨ましく〳〵普く全國に號令し給ふ御事とて、皇祖神武帝御創業當時の古制に從ひ、堂々たる御儀式を行はせらるべき御趣意であらせられた。此際始めて水戸藩より、大さ直徑三尺六寸餘の地球儀を奉獻したので、之を紫宸殿上高御座の前に置き、天皇には百官群臣の朝賀を受けさせ給うた。此時、天津日嗣の帝位には世界を脚下に踏みて卽かんと御諚あげて玉座を離れ給ひて、親しく右の御杏を地球儀の上に加へさせ日本の部分を踏ませ給ひて御式を了らせ給ふたと巷間に傳へらるゝも是は後人の附會の說で信ずるに足らない。

御卽位の大禮滯りなく完了を告げて後、九月八日に至り慶應の年號を改めて『明治』と改元し、且つ今後は年號に就ては一世一元と定められ、左の詔を發せられた。

『詔、體二太乙一而登レ位、膺二景命一以改レ元、洵聖代之典型、而萬世之標準也、朕雖二否德一、幸賴二祖宗之靈一、祇承二鴻緒一、躬親萬機之政一、乃改レ元、欲下與二海內億兆一更始一新其改二慶應一爲二明治元年一、自今以後、革二陽舊制一、一世一元、以爲二永式一、主者施行、』

因に、年號の改元は、古來、吉凶若しくは特殊の事象に接したる原因にて改元さるゝ慣例であつた。故に天皇御一代中に於て三回若しくは五回六回の改元を見た事もあつた。實例を擧ぐれば、光格天皇の御宇には天明、寬政、文化の三元、仁孝天皇には文政天保、弘化、孝明天皇には嘉永、安政、萬延、文久、元治、慶應の六回改元を見たのである。然るに明治天皇に至りて斯の如き古習慣例を斷然更めて、一皇一元制とし、年號は天皇御一代を以て劃限する事と定められた。『皇室典範』第十二條に規定されてある「踐祚の後、元號を建て一世の間に再び改めざること明治元年の定制に從ふ」の條文は即ち之れである。

明治天皇御宸筆

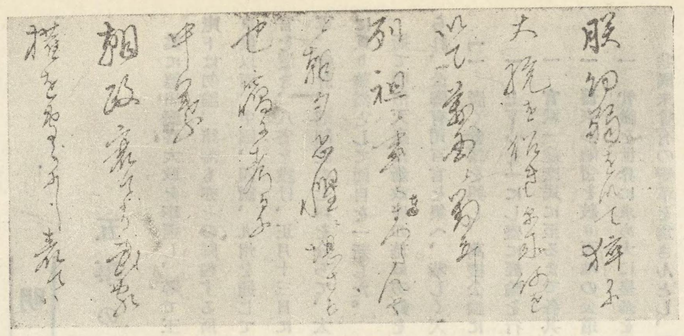

木戸孝允筆勅語の下書（木戸侯藏）

東京奠都と御東幸

明治元年正月二十三日參與大久保利通は薩藩伊地知正治の意見を基礎として作製せる大阪遷都の建白を爲した。蓋し當時は慶喜東歸してより京阪の地靜まらず人心尙動搖しつゝありたる時なりし爲大阪遷都論は遂に朝廷

の納るゝ所とならずして形を變じて大阪親征行幸となり三月廿一日車駕京都を發して大阪に至り西本願寺別院に駐輦遊ばされ陸海軍を御親閲になつたが同年四月十一日無事江戸開城の報あるや今後如何にして關東を統轄すべきかは政府部内の大問題となり延いて東京奠都論は其勢力を得て來た。是より先、江藤新平は三條公の内命を受けて東下し江戸の狀況を視察して歸京の上大木喬任と共に閏四月朔日を以つて、江藤の目擊調査する所を基礎として長文の建白書を上り、至急に江戸を東京と改めて天子東方御經營の場となし、行く〳〵東西兩京間に鐵道を布設するに非らずんば、日本の天下は遂に東西に兩分さるゝ恐ありと述べたる爲に、閏四月八日車駕大阪より還幸あるや直ちに三條實美を關東大監察使となして關東に下り、江戸の民政と德川氏處分の事に當らせる事となり三條公は四月下旬に至つて大總督有栖川宮と協議せられ、同時に東京奠都の議も急に進展した。依て六月十九日には木戸孝允、大木喬任の兩人も東京設置問題協議の爲に江戸に遣はされる事になり、六月二十日京都を出發して廿五日江戸着、熾仁親王、三條公、大久保利通、大村益次郎、江藤新平等と十分協議して意見の略々決定するを見て七月七日兩人は京都にかへり政府に復命した爲に、岩倉公よりの上奏となり同七月十七日東京奠都の大詔渙發となつた。曰く、

『朕今萬機ヲ親裁シ億兆ヲ綏撫ス江戸ハ東國第一ノ大鎭四方輻湊之地宜シク親臨以テ其政ヲ視ルヘシ因テ自今江戸ヲ稱シテ東京トセン是朕ノ海内一家東西同視スル所以ナリ衆庶此意ヲ體セヨ』

辰　七　月

然るに東京奠都、車駕親臨は尙早なりとして議定松平慶永之を唱へ諸公卿の意見を同うするものも多くあつたが三條、岩倉兩公の意見全く合致せる爲に區々たる反對論又は尙早論を押切つて御裁可を仰ぎ、此日には關東にては江戸鎭臺を廢して鎭將府を置きて駿河以東十三ヶ國を所管し三條公をして鎭將とし、又江戸を改めて東京府とし烏丸光德を其知事とした、而して此詔によつて東京御親臨の事は確定的の事として天下に公布し八月廿七日御即位の大禮を終らせ給ふや翌廿八日に、東京行幸の時期は九月中旬にして道筋を東海道によらせ給ふ旨布告された。

然るに此前後に榎本武揚は舊幕府の軍艦を率ゐて品川沖を脫走し、此報は稍誇大に京都に報道せられたる爲に公卿の中には不安に感ずるものありて御東幸諫止の擧に出づるものもあり從つて御發輦の期日も亦延引さるべき形勢となりたる爲に、鎭將府判事江藤新平は御東幸遲延を諫むるの上書を爲し大久保利通も亦三條公の命を受けて九月十三日上洛して東京の狀況を奏上せる爲に朝議急に纏りていよ〳〵九月廿日京都御發輦と決定即日其旨を布告せられた。而して十六十七兩日に亘り明治天皇は親しく小御所に出御あらせられ御東幸供奉並に京都留守の公卿諸侯及び三等官以上に酒を賜うた。是より先、九月八日改元の詔あり慶應四年を改めて明治元年と改められた。明治の號は易の『聖人南面、聽天下嚮明而治』から定められたものである。九月二十日辰刻、天皇は鳳輦を召されて建禮門より出御あり岩倉具視、中山忠能、伊達宗城、池田章政、木戸孝允、大木喬任等供奉し長州、土州、岡山、大洲の四藩兵前後を警衛し御行列の全員は三千三百人に達した。大宮御所より堺町、三條大橋を東に渡り粟田の青蓮院にて晝の御膳につかせられ鳳輦を御板輿に御移乘あり、途すがら山科御陵（天智天皇）を御遙拜、奴茶屋及び走井にて御小憩、申の刻に行在所なる大津の大塚嘉右工門宅に着御あり、沿道の拜觀者は皆靜肅にして拍手の音連續して斷えざる有樣であつた。而して孝子節婦を表彰し七十歲以上の高齡者には悉く酒肴料を賜り桝屋安兵衞の妻りきの婦道を守るを賞されて金二千疋を賜ひ高齡者三百五十八人に酒肴料二百四十一兩を下賜された。

二十一日卯の刻大津より膳所に着御、瀨田川にては中の小島に御駐輦ありて琵琶湖の風光御賞覽あり、草津を經て石部に近くや伊達宗城は路傍より稻穗五本を拔き取りて上熟、中熟、下熟の三つに分ち別に水害の爲に結實せざる穗一本を添へて『君見ませ五月の雨のふりそゝぎ、かり穗の稻のとり實すくなき』の歌と共に天覽に供したので、天皇は親しく農民の辛苦を知り愍然に思召された。

翌廿二日石部驛より水口を經て土山驛に着御あり土山平重郎宅を行在とせられたが此日の御道程六里半。其途中石部の南方三雲村の妙感寺は忠臣藤原藤房が晩年を過したる古跡なりと云ふ傳說あり、爲に特に石山基正卿を勅使として差遣され金幣を賜ひて厚く藤房卿の靈を弔せしめられた。

天長節は第四十九代光仁天皇の寶龜六年即ち千百五十餘年前に初めて設けられたものである、其後四年にして御儀中絕したのであつたが明治天皇御即位あらせらるゝや八月廿六日即ち御即位式の前日天長節執行に關する御布告が發せられた。

九月二十二日ハ聖上御誕辰相當ニ付毎年此辰ヲ以テ群臣ニ酺宴ヲ賜ヒ天長節御執行相成天下ノ刑戮被差停候偏ニ衆庶ト其慶福ヲ共ニ被遊候思召候間於庶民モ一同其嘉節ヲ奉祝候樣被仰出候事

然るに明治天皇が御再興の天長節は長くも御東幸第三日の土山驛にて最初の天長節を御祝ひ遊ばされたのである。

行在所の奥の上段の間（八疊）を玉座とし次の八疊の間に岩倉公以下伺候して深夜まで御宴あり土山驛へは特に酒三石と鰻千五百枚を賜つた、又京都でも留守の百官御所に伺候して祝酒を賜り、町家は軒提灯を吊し、東京にては市民一同業を休んで奉祝、兵隊には大總督府より酒肴料を賜つた。神奈川では砲臺より二十一發の祝砲を發射し在港の外國軍艦も亦同じく祝砲を發射した。長崎にては知事の澤宣嘉が各國領事を招き盛大なる夜宴を開いた。實に明治改元後十四日目の御事であつた。

二十三日土山御發輦、鈴鹿峠を越え坂の下驛を經て關驛に着御。廿四日は四日市へ。二十五日には桑名驛に御着輦あり、廿六日桑名

より名古屋藩主徳川侯の持船白鳥丸に乗御あり、白鳥丸は全長十二間二尺、御座の間は小疊五疊敷、次の間六疊敷で船の周圍には紅白の幔幕を張り廻して船頭は十人揃の法被を着け船歌を面白く歌ひつゝ佐屋川を上り、前ヶ原新田にて御上陸、佐屋驛にて加藤五左工門宅にて御中食あり佐屋驛御出發、神守、萬場兩驛を過ぎ迫り來る夕闇に御行列は提灯を用ひさせつゝ熱田驛に着御徳川家別邸西濱屋敷を行在とせられた。

二十七日鳳輦に召されて御出發、熱田神宮御參拜一度還御、御中食後御發輦あらせられ熱田驛を東に距る五丁ばかりなる濱新開、俗に八丁畷と云ふ處にて鳳輦を駐めて親しく農民收穫の狀を御覽あり、農民は熱田及び呼續村のもの十數名にして內五人は女子であつた。岩倉公は農民に命じて收穫の稻を捧げしめて叡覽に供したが慰勞として關係者一同に熱田曾福女町の菓子商安右工門謹製の饅頭を下賜あり、又徳川慶勝父子は各和歌一首を奉つた。八丁畷より千竈村富部神社境內に至るや鳳輦を御板輿に御召換あり、申の刻に鳴海驛着御、二十八日岡崎。二十九日吉田驛に着かせられた。

十月一日吉田を御發輦遠州新居に向はせらるゝ御途中元白須賀の潮見坂にて鳳輦を駐めて初めて太平洋の雄大なる風光に接し給ひ萬里際涯なき大海原の眺望を恣に遊ばされ木戸孝允は至尊の大洋叡覽は『皇威の洋外に相輝ん始なりと感泣に不堪也』と喜んだ。二日今切渡を十二挺櫓の船にて渡御あり、岩倉公は和歌二首を詠じて一日後れて此所を通過遊ばさるゝ御生母中山典侍に送り主上の御恙なき渡御を祝した、三日濱松より御東幸の爲特に架橋したる大井川の板橋を渡らせ給ひ藤枝着御。五日江尻に至つて岩倉公より、大總督宮より會津藩降服の報告を得たるを以つて之を奏上、六日吉原、七日三島驛着御。是日富士山御覽ありて供奉の百官有司に詠岳の詩歌を上るべき旨仰出された。

八日は三島より小田原に向はせられ箱根山にて鳳輦を舊關所址に駐めさせ給ひて麓の湖の風光を賞せらる。此時舊韮山代官江川太郎左衛門の家來岩島廉平なる者、湖上の浮鴨を射擊して御慰を賜つた。九日大磯着御、濱邊にて供奉諸兵の射的及び漁夫の網引を御覽あり大に興がらせ給ひて兵士には御酒を、漁夫には御菓子を賜つた。十日藤澤清淨光寺（即ち遊行寺）を行在とせられ十一日神奈川に着御、此日は在留外國人に芝生村にて拜觀を許され御通輦の際は英、米兩國の兵隊は堵列して奉迎し、港內に碇泊の各國軍艦よりは、殷々たる祝砲を發し神奈川砲臺よりは是に答禮した。十二日神奈川御出發六鄕川にては特に舟橋を架して渡御あり品川に着かせらる。

十三日愈よ東京御着輦となり鳳輦に召されて品川御發輦、高輪の有馬邸と芝增上寺に於いて御小憩あり、大總督有栖川宮熾仁親王、鎭將三條實美、東京府知事烏丸光德等品川驛迄御出迎、在京の諸藩主及び五等官以上は阪下門外に奉迎した。是日扈從の親王公卿諸侯は衣冠帶劍、徵士も直垂帶劍にて騎乘、鳳輦は肅々として呉服橋を渡御、丸ノ內に進み和田倉門內よりは伶人道樂を奏つゝ御前導申上げた。此日天氣快晴、途上の拜觀者數十萬、いづれも皆御行列の堂々たる威儀に驚嘆し鳳輦を拜して感涙に咽んだと云ふ。

鳳輦の江戸城に入り給ふや西丸を以つて皇居と爲し江戸城を改めて東京城と稱し行宮の稱を廢された。九月二十日京都御發輦より廿三日の長途中些かの御障りもあらせ給はず無事御着輦になつたのは誠に有難き極であつた。主上時に寶算十七歲に在しました。

十七日初めて朝堂に臨御ありて萬機親裁の詔を下し百官有司をして正議直諫して憚かる所なからしめ給ふ。曰く、

『詔　皇國一體、東西同視、朕今幸東京、親聽內外之政、汝百官有司、同心戮力、以翼鴻業、凡事之得失可否、宜正議直諫、啓沃朕心

明治元年戊辰十月』

又是日詔を下し祭政惟一の大典に基き武藏大宮なる氷川神社をもつて武藏鎭守勅祭社となし、十八日鎭將府廢止、二十七日東京御發輦、二十八日氷川神社御親拜の爲御發輦の日東京市民一同に酒を賜ふ旨御沙汰書が東京府に下つた。

『今般御東幸に付東京市中一同へ御酒下賜候間夫々分配取計候事』

茲に於いて東京府では多くの酒を滿したる樽を用意し之に禁中より御下賜の元酒（モトサケ）を等分に加へ、別に御下賜の瓶子と多數の土器を之に添えて各町に分配し、大町（百軒以上）四百三十三ヶ町は一町につき三樽づゝ。中町（五十軒以上）四百六十九ヶ町は一町につき二樽づゝ。小町（五十軒以下）六百七十三ヶ町には一町につき一樽づゝを割宛てた。十一月六、七の兩日東京市民は皆其業を休みて天盃頂戴と唱へ土器を以つて賜酒を頂戴し、町々は競つて山車を引き出し或は飾物を爲し市民の歡喜は其絕頂に達して全市は湧き返へる樣な賑であつた。

天酒頂戴圖（廣重筆）

大藏省編纂の明治元年歲出入計簿によれば御東幸費は金七十七萬八千七百六十圓八十九錢とある。初め御東幸に當りて政府の用意せ

る金額は約正金百十萬兩と金札三十七萬兩。其中正金四十七萬兩と金札二萬兩は東北出征の諸藩の軍資金となりたる爲に結局其殘額を以つて御東幸の費用に充當せられた。又御東幸沿道の孝子節婦高齡者への褒賞金は合計四千八百七十七兩二歩で一人宛百疋乃至壹兩であつた。

斯くして同年十二月八日を以つて龍駕を一度京都に回へさせ給ひ同月二十八日皇后となし給うたが明治二年三月七日再び東京に行幸ありて此所を首都と奠め、次いで二十八日皇后も亦行啓ありて東京に入らせ給うた。

御東幸に就いては相當反對するものがあつた。即ち京都市の衰退に赴くを憂ひて御東幸に反對し、又一つには向寒の季節殊に東北地方の戰亂未だ平穩に歸せざるに御東幸あらせらるは玉體の御安泰を翼ふ上より來春まで御延期ある樣申出づるものもあり、反對論の多くは忠誠の至情より出づる爲岩倉公も無下に之を押さへつける事も叶はず困却したのであつたが、九月十六日の夜子の刻に伊勢內宮の俗に冠木の鳥居と稱するもの風なきに自ら倒れ、御東幸を前にして神嘗祭の最中なりし爲に、神官の中には是神慮の御東幸を喜ばれざる爲、神異を示めされたる也と思ふものあり。又此噂京都市中內外に傳はり種々の臆說生じ神宮よりは御發輦の當日即ち九月二十日に京都に其特使が到着して報告ありたる爲、御東幸反對論者なる大原重德卿は早速御行列の後を追ひ大津驛にて岩倉公に會ひ大議論を始められたが岩倉公も此報を得て大に驚き遂に九月二十三日伊勢の關驛より伊勢神宮にあて「御東幸は國民の爲に斷行されたるものにつき祖宗の神靈が是を喜ばれない筈がない。鳥居の倒れたのは自然に木の朽ちた迄であつて神慮と何の關係もない、唯御東幸について何等か御障害起らば是實に輔弼の職にあるものゝ責任なるが爲に甘んじて神罰を受くる覺悟につき、御東幸に神助のあらん事を祈る」の誓書を作つて神前に奉告させられた。以つて御東幸當時の狀勢の一斑がうかゞはれる。

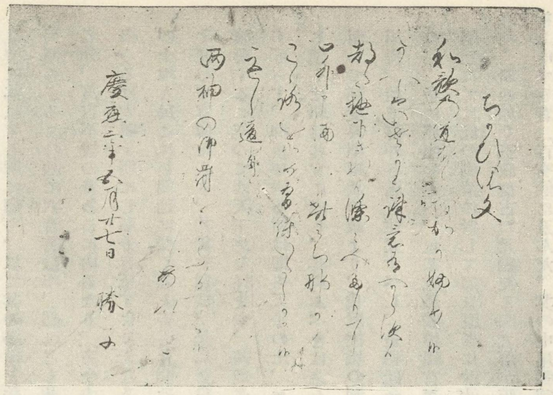

昭憲皇太后の宸筆（後に美子と仰せらる）

皇后御入內

明治天皇には曩に慶應三年六月一條忠香公の姫君美子姫を女御と御內定ありたるが、當時朝廷では內外頗る多事の折柄、內帑窮乏を極め、申すも畏き次第なれど、皇室の威嚴を保つことさへ易からざる御有樣であつたので、近衞、鷹司、岩倉等の諸卿は大に苦慮し、戶田大和守等も百方奔走盡力し、幕府より若干金を獻上する事となりて、女御入內の儀も茲に決定したるが、其式典の御質素なりし次第は記すも畏きほどでありしと拜承す。愈よ女御御入內の御日取は明治元年十二月二十八日、女御は御齡十九歲であらせられた。當日女御には御垂髮に五つ衣の御大禮裝を召させられ、一條家御車寄より檳榔毛の御輿に召し給ひて芽出度御入內あらせられた。此の夕べ天地を淨めの雪降り出したるが、御入內御行列を拜觀せんとする沿道の男女は堵を築きて千代に八千代に御壽を祝し奉つたのであつた。

斯て皇后陛下には其翌明治二年十月四日京都を御發輿あつて同月二十四日東京着御あらせられ、酺宴を百官に賜ふた。

明治二年

北海道の經營

北海道は元蝦夷と稱し、其地北方に偏在せる爲め江戶幕府の政令勤もすれば等閑に附されたるが幕末に迨び外船の此地を窺ふもの頻出したので幕府には漸く注意を拂ふやうになり安政二年東西蝦夷地を幕府に收めて、之を箱館奉行に隷屬せしめ、松前宗慶をして福山に居城せしめたが、同五年箱館を開港して五市を許し、尋で明治元年函館裁判所を設置し、清水谷公考を府知事とした。然るに德川氏旗下脫走の徒函館に據り官軍に抗したので二年五月に官軍は之を擊て平らげ、蝦夷地全く平定に歸した。仍て同年六月鍋島直正は蝦夷開拓總督に任ぜられ、函館府を廢して縣を置き尋で又改めて開拓使を置き其年八月蝦夷の稱を改めて北海道と稱し、全道を石狩、後志、渡島、膽振、日高、十勝、釧路、根室、千島、北見、天鹽の十一國に分ち、列藩に命じて開拓せしめた。當時諸藩の管轄擔當は左の如くであつた。

熊本藩——根室二郡（目梨、標津）
福岡藩——後志二郡（久遠、奧尻）
佐賀藩——釧路三郡（厚岸、久摺、川上）

高知藩——石狩一郡（夕張）膽振二郡（勇拂、千歳）
水戸藩——天鹽四郡（宗谷前、天鹽、上川、中川）北見一郡（利尻）
一の關藩——膽振一郡（白老）
仙臺藩伊達五郡——膽振一郡（有珠）

同時に東本願寺光勝の請により北海道土民に布教を許し、又增上寺の明賢にも日高一郡（靜內）を開拓する事を許した。

版籍奉還

總裁局顧問の職に在つた木戸孝允は、當時の形勢に就て深く考慮する所ありて、速に列藩割據の勢力を削りて之を朝廷に收むるにあらざれば維新の大業は完全に卒乎たることは得べからずとし、自ら長藩老侯毛利敬親を山口に訪ひ、見へて版籍奉還の件を熱誠縷述して敬親侯の善諾を得、歸京後、之を大久保利通に謀りたるに、利通また大に之を贊し、斯くして薩長二藩の意は一決し更に之を土肥兩藩に說きて兩藩亦之を贊したので、明治二年正月二十日薩州島津忠義、長州毛利敬親、肥前鍋島直大、土佐山內豐範の四人は連署して版籍奉還の議を奏請した。其表に曰く、

「臣某等頓首再拜、謹で案ずるに朝廷一日も失ふべからざるものは大體なり、一日も假す可からざるものは大權なり、天祖肇て國を開き基を建て玉ひしより、皇統一系萬世無窮、普天率土其有に非ざるは無く、其臣に非ざるは無し、是大體とす、且與へ且奪ひ、爵祿以て下を維持し、尺土も私に有すること能はず、是大權とす、在昔朝廷海內を統馭する一に此に由り、聖躬之を親らす、故に名實並立て天下無事なり、中葉以降綱維一たび弛ひ、權を弄し、柄を爭ふ者踵を朝廷に接し、其民を私し、其土を壤むもの天下に半し、遂に掊剋攘奪の勢成り、朝廷守る所の體なく、乘る所の權なくして、之を制馭すること能はず、姦雄迭に乘じ、弱の肉は强の食となり、其大なるものは十數州を併せ、其小なるものは猶士を養ふ數千、所謂幕府なる者の如きは、土地人民を擅に其私する所に頒ち、以て其の勢權を扶植す、是に於て乎朝廷徒に虛器を擁し、其鼻息を窺て喜戚を爲すに至る、橫流の極、沿て天回らざるもの玆に六百有餘年、然れども其間往々天子の名爵を假て其土地人民を私するの跡を蔽ふ、是固より君臣の大義、上下の名分、萬古不拔の者あるに由るなり、方今大政新に復し、萬機之を親らす、實に千歳の一機、其名ありて其實無かる可らず、其實を擧ぐるは大義を明にし名分を正すより先なるは無し、嚮に德川氏の起る、古家舊族天下に半す、依て家を興すもの亦多し、而して其の土地人民これを朝廷に受くると否とを問はず、因襲の久き以て今日に至る、世或は謂らく、是祖先鋒鏑の徑始する所と、吁何ぞ兵を擁して官庫に入り、其貨を奪ひ、是死を犯して護る所のものと云ふに異ならんや、庫に入るものは人其賊たるを知る、土地人民を攘奪するに至つては天下之を怪まず、莵哉名義の紊壞すること、今や丕新の治を求む、宜しく大體の在る所、大權の繫る所、毫も假す可らす、抑臣等居る所は即ち天子の土、臣等牧する所は即ち天子の民なり、安ぞ私に有す可けんや、今謹で其版籍を收めて之を上る願くは朝廷其宜に處し、其與ふべきは之を奪ひ、凡列藩の封土更に宜しく詔令を下し之を改め定むべし、而して制度典型軍旅の政より、戎服機械の制に至るまで、悉く朝廷より出で、天下の事大小となく皆一に歸せしむべし、然後に名實相得、始て海外各國と並立すべし、是朝廷今日の急務にして、又臣下の責なり、故に臣等不肖謟劣を顧みず、敢て鄙衷を獻ず、天日の明、幸に照臨を賜へ、臣某誠恐誠惶頓首再拜、以表」

朝廷にては此の奏請に對して翌日直ちに沙汰を下し、東京再幸の日、公議を以て決すべき旨を諭し、且つ其版籍を檢査して書上げしめた。斯の如く王政復古の元勳たる四大藩が版籍奉還の建議を爲すを聞知せる他の各藩は爭で躊躇し得べき、忽ち之に倣ふて版籍奉還を上申する者二百有餘に及んだ。其の中尾張德川義宜、阿波蜂須賀義韶、肥後細川護久、因幡池田慶德の四藩は封土版籍を朝廷に收めて、直ちに封建割據の制を革め、郡制劃一の制を施行せられんことを建言した。朝廷にては是等に對して皆他日の命を待たしめた。而して二月二十四日太政官を東京に遷し、尋で三月七日公議所を開いて總ての政務は同所に於て議定する事となり、每月二七の日を以て會した。此日車駕京都を出御あらせられて再び東京に幸せられ二十八日東京城に入らせ給ふた。

其後六月十七日に至り、諸藩に勅して版籍奉還の請を聽し、又其の請はざる者に對しては特に奉還を命ぜられ、同時に前田慶寧、島津忠義以下二百六十一人を藩知事と爲し、從前の官職は悉く之を罷められた。尙同二十五日に至つて公卿諸侯の稱を廢し改めて華族と稱する事となつた。

明治三年

明治當初の交通機關

我國の交通界は明治時代に入りて、嶄然として其面目を革めたるが、幕府時代の驛次、傳馬、偖は三度飛脚等より、飛躍的に一進展

を來したのであつたが、而かも其當初の明治初期に於ける狀態は、今より之を顧みて殆んど隔世の感を禁ずる能はざるものである。

鐵道　明治二年始めて廟議に於て東京横濱間の鐵道建設を決定したる際は、之に對する反對の聲は頗る旺盛で、之を可とするものは十對一の割にも及ばぬ程であつた。甚だしきに至りては、此の鐵道建設の爲めに當時伊藤、大隈の二卿が外債を起して其資に充さんとしたのを國賊とさへ言ふた位であつた、而も大英斷で工事を進めた。即ち明治三年四月に起工し東京横濱間十八哩は翌々五年八月完く竣成を告げ、同月十二日明治天皇は親しく新橋、横濱の兩驛に行幸あらせられた、內外の顯官に參列の榮を賜ひて盛なる開業の式を擧げさせ給ふた。其際左の勅語を賜はつた。

『今般我國鐵道の首線工竣るを告げ、朕親ら其便利を欣ぶ、嗚呼汝百官此盛業を百事維新の初に起し、此鴻利を萬民永享の後に惠まむとす、其勵精勉力實に嘉尚すべし、朕我國の富盛を期し、百官萬民爲めに之を祝す、朕更に此業を擴張し此線をして全國に蔓布せしめんことを庶幾す』

式終つて後、一般衆庶の觀覽を許されたのであつた。當時俗間では汽車を海の汽船に對して之を陸蒸汽と呼んで居つた。此時の第一號機關車は英國製で今日鐵道博物館に保管されて居る。

電信　通信機關としての電信は比較的早くから行はれ、明治二年八月既に横濱裁判所に於て實行された。蓋し是れが我國に於ける抑もの嚆矢であると言はれて居る。而して東京、横濱間に電信線の架設して事務開始されたのは二年十二月廿五日又東京府下に架設されたのも此年であつた。而かも當時は其事績殆んど見るべきものなく、明治四年後に至つて漸次發達の緒に就いたと言はれて居る。明治四年に東京、長崎間の電線を架設するに當り、沿道の各府縣に對し、大要左の如き注告を布告した。

『此線は內外公私の利便を增進せんが爲めにて國防上重大の事件故、萬一此盛業を妨害し又は電線を毀損する等の所爲を爲す者あるときは國威の消長に關する事鮮からざるを以て沿道地方官は豫て其取締方に注意し、若し斯る暴擧を企つる者あるときは臨機相當の防護を爲し、且つ嚴重の處分を爲すべき云々』

斯の如く布告したるにも拘らず、電柱を毀損し、電線を障碍する暴行者頻出した爲め、其後も再三法令を發して戒めたのであつた。

郵便　が始めて實施されたのは明治四年三月一日であつた。即ち同年の正月二十四日東京、京都、大阪及び横濱の間に新式郵便の制を布きて信書遞傳の事務を開始し東京、大阪間三日と四時間を費やした。後幾くもなく之を神戸、長崎、新潟、函館の四港に及ぼし、翌五年には殆んど全國に及ぼしたのであつた。而して其の郵稅としては政府發行の切手即ち錢何百文と記載したる各種の切手を貼用したが、里程の遠近によりて稅率を異にした爲め、遠距離通信料は頗る高く、且つ事務上にも煩雜であつたので、明治六年には市內郵便と市外增稅の制以外國內を通じて等一の稅率に決定したのであつた。

人力車　は明治三年四月十七日高山幸助、鈴木德次郎の兩人が始めて製造し、同月其の營業の許可を得たのが人力車の嚆矢である。當時は一人乘りのものであつたが、尋で『合箱』と稱する合乘り即ち二人乘りの人力車も製出されて相當盛んに行はれた。

人力車（舟形及び鳥形）

明治四年

藩を廢して縣を置く

各藩の版籍は既に奉還したるも、舊藩主は各藩の知事となり、封建割據の大勢は廢絕したるも、大中小藩によりて其勢力に强弱ありて强藩の意見は不當の事ありとも其欲する所行はれ、弱藩の意見は善と雖も常に强者の爲めに左右し、掣肘さるゝ傾きあるを免れず、斯くして公議輿論は唯だ名のみに歸し、朝廷其の弊を知ると雖も、之を制する能はざる狀態にあるので朝廷にても大に之を憂慮せる折柄、高知の大參事板垣退助率先して其弊を唱へ、藩知事山內豐範の贊成を得、尋で木戸、大久保の意見また板垣の意見に合致する所あつたので、明治三年十一月二十四日朝廷にては岩倉大納言を勅使として木戸、大久保之に從ひ、鹿兒島及び山口に赴き朝旨を傳達し、島津薩藩知事、毛利長藩知事共に朝旨を奉じ、斯くして朝廷の計畫着々進み、尋で四年六月當局有司の大更迭を行ひ、西鄉隆盛、木戸孝允を參議に、大久保利通を大藏卿に、大隈重信を大藏大輔に、後藤象二郎を工部大輔に、大木喬任を民部大輔に、佐々木高行を司法大輔に任じ、頗る面目を一新し、斯くて廟議は廢藩置縣に向つて歩を進め、鳥居小彌太、野村靖、井上馨、山縣有朋等此間に在りて活動し、木戸孝允は時機正に熟するを見て廢藩置縣を奏請し、廷議直ちに決し、四年七月十四日在京の各藩知事を御前に召され、左の「列

藩を廢して縣と爲す」の詔勅を下し給ふた。

『朕惟ふに更始の時に際し、內以て億兆を保安し、外以て萬國と對峙せんと欲せば、宜しく名實相副ひ、政令一に歸せしむべし、朕曩に諸藩版籍奉還の議を聽納し、新に藩知事を命じ、各其職を奉ぜしむ、然るに數百年因襲の久き、或は其名あるも其實擧らざるものあり、何を以て億兆を保安し、萬國と對峙するを得んや、朕深く之を慨す、仍て今更に藩を廢し縣と爲す、是れ務めて冗を去り簡に就き、有名無實の弊を除き、政令多岐の憂無らしめんと欲するなり、汝群臣其れ朕が意を體せよ』

茲に於て全國二百七十六藩は悉く廢せられて郡縣の制に革まり、舊藩知事は華族となつて曩に所定の家祿を給され、士族は本縣に貫屬する事となり、封建の遺制は茲に至つて全く廢滅に歸したのである。

岩倉大使の歐米視察と我國最初の女子留學生

曩に德川幕府が安政五年に於て海外各國と締結したる假條約は、明治五年を以て滿期となるべき規定であるので、之れが條約を改正する爲め、其の期限に先だち先づ以て歐米各國の形勢を視察するの必要あるより、政府にては外務卿右大臣岩倉具視を全權大使と爲し大久保利通、木戸孝允、伊藤博文、山口尙芳の四人を副使として歐米各國に派遣することゝなつた。斯て岩倉大使の一行は明治四年十一月十日を以て東京を出發し、先づ米國に赴き、次で歐羅巴各國を巡回視察し了りて六年八月十三日一行は歸朝したのであつた。是より先、全權副使であつた大久保利通は同年五月に岩倉大使より先に歸朝し、尋で同副使木戸孝允も亦四年八月に歸朝した。

女子留學生の出發前の撮影

右より二人目は津田梅子(九歲)＝寫眞津田梅子氏藏

此の岩倉大使の歐米視察は、大名行列的の頗る盛んなもので、一行五十四人といふ大團體であつた。尙この視察團と共に歷史的記念として忘るべからざるものは、此時日本の女子教育海外留學の率先として五人の女子を一行に便乘せしめて海外留學に赴かしめたことであつた。出發に際して皇后宮より茶菓及び縮緬一疋づゝ賜り左の書付を渡された。

『女子ノ身ヲ以テ海外修業ノ志、神妙ノ至＝被思召候、追々女學御取建ニ候ヘバ成業歸朝ノ上ハ婦女ノ模範トモ相成候樣心掛、日夜勉强可被事』

然して一行は駐日米公使デ・ロング夫人と共に米船『アメリカ號』に乘じて渡米した。一行は當時

津田梅（九歲）、永井繁（十一歲）、山川捨松（十二歲）、吉益亮（十六歲）、上田悌（十六歲）

で津田梅と吉益亮はチャールス・ランマン方に寄宿し、他の三人はヘボン博士の兄の家に寄宿して勉强し、吉益と上田とは病氣にて半途歸國、他の三人は十年後に歸朝した。永井繁とは後の海軍大將瓜生外吉夫人、山川捨松は元帥大山巖夫人となり、津田梅子は津田英學塾を開きて育英につとめた。

明治五年

初めて博覽會を開催す

佛國巴里に萬國博覽會を開催されたるは、恰も我が慶應三年であつたが、當時我が江戸幕府は之に贊同して、幕府からは將軍代理として德川昭武の一行渡佛し親しく其盛況に接し泰西文物の發達に尠からず驚嘆し、且つ多大の歡待を受けて歸朝したのであつた。斯くて其後明治五年に至り、如上の萬國博に則り初めて御茶の水博物館に於て博覽會を開設する事となつた。其際政府にては左の如き布告を發して行く出品を勸誘蒐集し、同年三月十日より二十日間開會された。

『博覽會の旨趣は天造人工の別なく、宇內の產物を蒐集して、其名稱を正し、其用方を辨じ、人の智見を廣むるに在り、就中古器舊物に至つては、時勢の推遷制度の沿革を追徵すべき要物たるに因り、鄕者御布令の意に原き周く之を羅列して世人の觀に供せんと欲すれども其各地より徵集するの期に至つては之を異日に待たざるを得ずして現今存在の舊器は社寺に遺傳する什物の外、其用に充つ可き物品、漢洋船載、新造創製等を論せず、之を藏する者は博物館に出して此會の缺を補ひ、以て世俗の陋見を啓き、且つ古今の同異を知らしむるの資助と爲すを請ふ。

一品物は二月十五日より文部省博物館へ持出す可く尤も重大の品は持夫差出す可き事

一品物受取の節は預り證書を渡し置き會後に引替差戻す可き事
一永く博物館に預置き苦しからざる品は別段預り證書を渡し置き持主入用の節は何時にても證書引替相渡す可き事
一出會の品は必ず持主の姓名を記し之を列す可き事
一會期は來る三月十日より二十日の間を限り、展覽は毎朝九字より午後四字を限とす。但し常備の品は一六の日同時刻の間拜見相成候事
一拜見人は男女を論せず、一日に大略千人を限り拜見の切手相渡候間右持參致す可き事
一切手は文部省博物館及び諸方書林にて相渡し申す可き事
但し一枚一人に限り候事

壬申正月

文部省
博物館』

當時の博覽會は恰も骨董展覽會の如き觀があつたが、此種の會は始めての事とて、觀覽者は珍らしがりて出掛け非常の賑ひを呈した此際最も觀覽者の眼を惹いたのは名古屋藩より官内省へ獻納せる有名な名古屋城天主閣上の金の鯱が博物館内に陳列されたのであつた夫れである。其後此の金の鯱は明治六年に第二回萬國博覽會が墺國に開催された際、金鯱双對の内一個を遙々同會に渡航出品して外人の目を驚かしたとの事で、同會閉會後歸朝し、内地各府縣で開催の博覽會に巡回的に出品し、明治十一年の六月に至り愛知縣下の人民は土地の名物であるから永く鄉土の誇りとして保存したしとの請願があつたので宮内省も其請ひを容れて同年九月鄉里名古屋城の天主閣上に納まる事となつたのである。

因に曰ふ。博覽會は斯くの如くにして、一時内地各方面にも開かれたが、内國勸業博覽會は明治十年に大久保利通の主唱に依て初めて上野公園に開設されたのである。傳ふる所によると博覽會の三字は幕末の儒者として著名な栗本鋤雲の選定に係るものであるといふ。

琉球我が領有に歸し藩を設置す

琉球は古來其の所屬明かならず、慶長の末年島津氏之を征討して其附庸となしたるも尚ほ日支兩屬の如き姿であつたが、明治維新の初に當つて朝廷は島津氏をして、琉球を我が領土たるべく告諭せしめたる結果、琉球國王尚泰は之に服し、明治五年七月十九日伊江王子尚健を正使として宜野灣親方、向有恒を副使として入朝せしめられ、越へて九月十四日同國使節は賀表上り、國書及び方物を奉獻した、依て明治天皇は勅して尚泰を冊封して琉球藩主として華族に列せしめられ、尚泰及び同夫人及び尚健其他使臣に御下賜品があつた。其勅語に曰ふ

『琉球ノ附庸タル年久シ今維新ノ際ニ會シ上表且方物ヲ獻ス忠誠無二朕之ヲ嘉納ス』

又藩主冊封の詔書は左の如くである

『朕上天ノ景命ニ膺リ萬世一系ノ帝祚ヲ紹キ奄ニ四海ヲ有チ八荒ニ君臨ス今琉球近ク南服ニアリ氣類相同ク言文殊ナル無ク世々薩摩ノ附庸タリ而シテ爾尚泰能ク勤誠ヲ致ス宜ク顯爵ヲ與フヘシ陛シテ琉球藩主ト爲シ叙シテ華族ニ列ス咨爾尚泰其レ藩屏ノ任ヲ重シ衆庶ノ上ニ立チ切ニ朕カ意ヲ體シテ皇室ニ輔タレ欽ヨ哉

明治五年壬申九月十四日』

仍て使臣等より御請書を上つた

「臣健等謹白ス臣寡君命ヲ奉シ天朝ニ入貢ス今聖恩寡君ヲ封シテ藩主ト爲シ且ツ華族ニ班セシム聖恩重渥恐感ノ至ニ堪ヘス臣等代テ詔命ノ辱ヲ拜ス

明治初年當時の琉球風俗

此圖は琉球人の手に成れる琉球風俗の實寫。(一)婦人　(二)農民男女の豚の子を賣り來る光景　(三)首里の士族　(四)首里の酒造家の小僧、馬背には泡盛の甕　(五)よりて(十)迄、那覇の町商人にて　(五)菓子商子菓子　(六)青物　(七)、(八)、(九)雜貨　(十)饅頭　(十一)、(十二)那覇娼婦　(十三)士族の婦女　(十五)、(十六)、(十七)豆腐屋　(十八)、(十九)夫農　(十九)魚屋　(二十)市民

正使　尙健
副使　向有恒
贊議官　向維新

明治五年壬申九月十四日』

斯て琉球は確實完全に我領有に歸して琉球藩は設置された。尋で明治十二年四月に至り、琉球藩は廢されて沖繩縣と爲り、鍋島直彬其縣令に任命され、舊藩主尙泰は召されて同年六月來期し、東京に永住するこゝなり、從三位に敍し金祿證券二十萬圓を賜はり、尋で又明治十八年更に侯爵を授けられた。

因に曰ふ。琉球は始め沖繩島と稱し、我が南海十二島の一である。上古同島に天孫氏なるものありて其國を創め、其子孫相繼ぎ七百餘年前に及び舜天王尊敦代つて王となつた。是れ實に我が源爲朝の子であると云ふ。初め爲朝保元の亂の際、伊豆に流謫されたが、後ち爲朝遁れて琉球に渡航し島内を征服して大里按司の妹を娶り一男を生んだ。即ち尊敦である。尊敦初より器識あり國人に推戴され て浦添の按司となつた。此時天孫氏二十五世の裔德徵、國王の位に在つたが其臣利勇なるもの德徵を殺して自ら國王と稱した。茲に於て尊敦は義故を募つて義兵を擧げ利勇を誅し亂全く平定したので國人大に喜び尊敦を推して王位に卽かしめた。其後二世を經て天孫氏の裔興り姓を尙と稱した。仍て其王族は源尙二姓を並稱するに至つた。後ち朱明洪武中始めて明國の封爵を受けたる爲め我國に對する入貢を欵しこと數十年間に及んだが、慶長十四年島津氏は兵を起して之を討ち、終に島津氏の附屬たるに至つたのであつた。

徵兵令の發布

廢藩置縣は旣に斷行され、帝室護衞の兵としては薩長土の三藩により十七大隊の兵を徵し親兵として之に當らしめたるが、斯ては兵權は薩長土の三藩に歸するものにて、或は其結果、彼の源平二氏の如き勢力爭ひを生ずるに至るなきやを憂ひ、全國皆兵の古制を唱道するの議廟堂に叫ばれ、兵部少輔山縣有朋の如きは熟心之れを主張し、其結果明治五年二月兵部省を分ちて陸軍海軍の二省と爲し、山縣有朋は陸軍大輔として陸軍省に長とし、海軍少輔河村純義は海軍省に長として任ぜられた、尋で同年三月御親兵を改めて近衞兵とし山縣は其都督を兼ね、陸軍少將西鄕從道副都督となつた、尋で同年十二月朔日詔して全國に徵兵の令を發布された。即ち全國皆兵の實行である、其詔に曰ふ

『朕惟フニ古昔郡縣ノ制全國丁壯ヲ募リ軍團ヲ設ケ、以テ國家ヲ保護ス、固ヨリ兵農ノ分無シ、中世以降、兵權武門ニ歸シ、兵農始メテ分レ、遂ニ封建ノ治ヲ成ス、戊辰ノ一新ハ、千有餘年來ノ一大變革ナリ、是際ニ當リ、海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セサルヘカラス、今本邦古昔ノ制ニ基キ、海外各國ノ式ヲ斟酌シ、全國募兵ノ法ヲ設ケ、國家保護ノ基ヲ定ント欲ス、汝百官有司厚ク朕カ意ヲ體シ普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ』

之れと共に太政官にても亦左の告諭書及び徵兵令を頒布した。

『我朝上古の制海内擧て兵ならざるはなし、有事の日、天子之が元帥となり、丁壯兵役に堪ゆる者を募り、以て不服を征す、役を解き家に歸れば工たり又商賈なり、固より後世の双刀を帶び武士と稱し、抗顏坐食し、甚だしきに至つては、人を殺し官其罪を問はざる者の如きに非ず、抑も神武天皇珍彥を以て葛城の國造となせしより、爾後軍團を設け、衞士防人の制を定め、神龜天平の際に至り、六府二鎭の設始めて備る、保元平治以後、朝綱頽弛、兵權終に武門の手に墜ち、國は封建の勢を爲し、人は兵農の別を爲す、降て後世に至り名分全く泯沒し、其弊勝て言ふべからず、然るに大政維新列藩版圖を奉還し、辛未の歲に及び遠く郡縣の古に復す、世襲坐食の士は其祿を減し、刀劍を脫するを許し、四民漸く自由の權を得せしめんとす。是上下を平均し、人權を齊一にする道にして則ち兵農を合一にする基なり、是に於て士は從屬の士に非ず、民は從屬の民にあらず、均しく皇國一般の民にして、國に報ずるの道も固より其別なかるべし、凡そ天地の間、一事一物として稅あらざるは無し、以て國用に充つ、然らば則ち人たる者、固より心力を盡し國に報ぜざるべからず、西人之を稱して血稅といふ、其生血を以て國に報ずるの謂なり、且つ國に災害あれば、人々其の災害の一分を受ざるを得ず、是故に人々心力を盡し、國家の災害を防ぐの基たるを知るべし、苟くも國あれば則ち兵備あり、兵備あれば則ち人々其役に就かざるを得ず、是に由て之を觀れば、民兵の法たる固より天然の理にして、偶然作意の法に非ず然り而して其制の如きは古今を斟酌し、時と宜を制せざるへからず、西洋諸國數百年來研窮實踐して兵制を定む、故を以て其兵法極めて精密なり、然れども政體地理の異る悉く之を用ふべからず、故に今其長ずる所を取り、古昔の軍制を補ひ、海陸二軍を備へ、全國四民男兒二十歲に至る者は盡く兵籍に編入し、以て緩急の用に備ふべし、鄕長里正厚く此御趣旨を奉し徵兵令に依り民庶を說諭し國家保護の大本を知らしむべきもの也』

斯て陸軍を常備、豫備、後備に三別し、軍を分ちて步、騎、砲、工、輜重の五科と定め、平時は三萬六百八十人、戰時は四萬六千三百五十人を備ふる事とした。其後に至り鎭臺の數を增して廣島、名古屋を本營とし、上田、小濱、高松、鹿兒島の分營を廢して、新たに佐倉、金澤、大津、姬路、丸龜、小倉に分營を設け、六鎭臺十四營所となつたのである。軍旗の授與式を行ふことも此年より始まつたのである。

◎第六輯豫告◎

口繪

◎『鹿兒島着御』（同灣埠頭）　五姓田芳柳畫伯謹畫

◎『會津戰』（會藩女子軍）　五姓田芳柳畫伯謹畫

玻璃版

◎明治五年の奴隷開放「マリヤ・ルヅ」號事件……
◎琉球藩の設置……
◎明治六年の蠶種紙燒却……
◎習志野之原演習行幸……
◎赤坂喰違事件・岩倉公の遭難……
◎軍旗親授式と御練兵……
◎地方官會議……
◎創立當時の司法省職員・神風連の亂……
◎征韓論の沸騰……
◎西南の役（一）……
◎西南の役（二）……
◎西南の役（三）……
◎花岡山激戰・大阪陸軍病院行幸……
◎西南役の遺跡（一）……
◎西南役の遺跡（二）……
◎西南役の遺跡（三）……
◎明治初年の陸海軍々人の服裝……
◎我國に於ける最初の氣球飛揚……
◎日本赤十字社及び慈惠醫院の創立……
◎第一回内國勸業博覽會……
◎幕府及び明治初年の軍艦……
◎明治初年頃の思ひ出……
◎明治初年の建築……
◎維新時代の志士……
◎明治初年頃の風俗……
◎幕末及び明治初期の遊廓……

記事

明治五年陰暦を廢して太陽暦を採用し同時に紀元節其他の祭日御制定、奴隷開放のマリヤ・ルヅ號事件に國際裁判に勝利を得てより愈よ新日本建設に努力邁進遂に征韓論賛否兩論の衝突より赤坂事件の勃發となり佐賀の反亂、台灣征討、地方官會議、江華島事件、熊本、萩、秋月の亂に至る明治初年の實相を詳記す。

◎本第五輯に入りて愈よ新日本躍進の第一歩を踏み出す事となり、先づ明治元年、桓武帝以后千七十年の古都を捨て、東京への御東幸となり、『天朝樣』の堂々莊重なる御行列に東京市民をして隨喜渇仰感涙に咽ばしめたる當時より明治五年頃に至る迄の間を收錄してあります。

◎殊に此時期は、泰西の文明を移入せんとする一方には、尚舊習に囚はれて新しき空氣を喜ばざるものもあり、新舊互に混淆し其變轉極りなき世相は實に維新史中の最も興味津々たる時代である。

◎岩倉大使の渡歐と云ひ、女子留學生の派遣と云ひ或は鐵道、電信、郵便の創業、博覽會の開設等、新文明の採用に汲々乎として上下協力した一方、版籍奉還后の舊藩士の問題等より北海道開拓事業が始る樣な有樣であった。

◎女子の斷髮を禁ぜられたのも明治六年で丁度此時期であって、若い娘は勿論、老婆の斷髮に迄一々其筋へ願書を提出して許可を受けた時で、許可狀を懷にして往來したと云ふ話であった。

昭和九年四月一日印刷納本
昭和九年四月五日發行
昭和十年九月卅日七版發行

『幕末明治大正』**回顧八十年史**　第五輯

定價　金壹圓貳拾錢（朝鮮、滿洲、小笠原、樺太、臺灣及海外は送料別）

編輯兼發行者　東京市京橋區銀座五丁目四番地　大澤米造

印刷所　東京市神田區須田町二丁目十九番地　東洋文化協會印刷所

印刷者　東京市神田區須田町二丁目十九番地　早川一郎

印刷所　東京市小石川區西江戸川町十番地　井口印刷合名會社

發行所　東京市京橋區銀座五丁目四番地　東洋文化協會
電話　銀座(57)〇四〇七番
振替口座東京三八三四八番

不許複寫複製轉載

取扱所

大阪市北區堂島上三丁目三番地　關西一手販賣元　萬文社　博伸
電話元町一八三五番　振替大阪二七六三三番

神戸市楠町二丁目二ノ一　電話北二二八・二九番　振替大阪三九八番

大連市西公園町八九　大阪市住吉區阿倍野筋五ノ六五　東洋文化協會關西支部

東洋文化協會滿洲支社　電話六三四九番　振替大連二六八八番

京城北米倉町九四　大阪市北區堂島濱通一ノ八三　東洋文化協會大阪支部

大正通信社　電話　北四二四五番

電本局二七〇二番　振替京城二三四五番

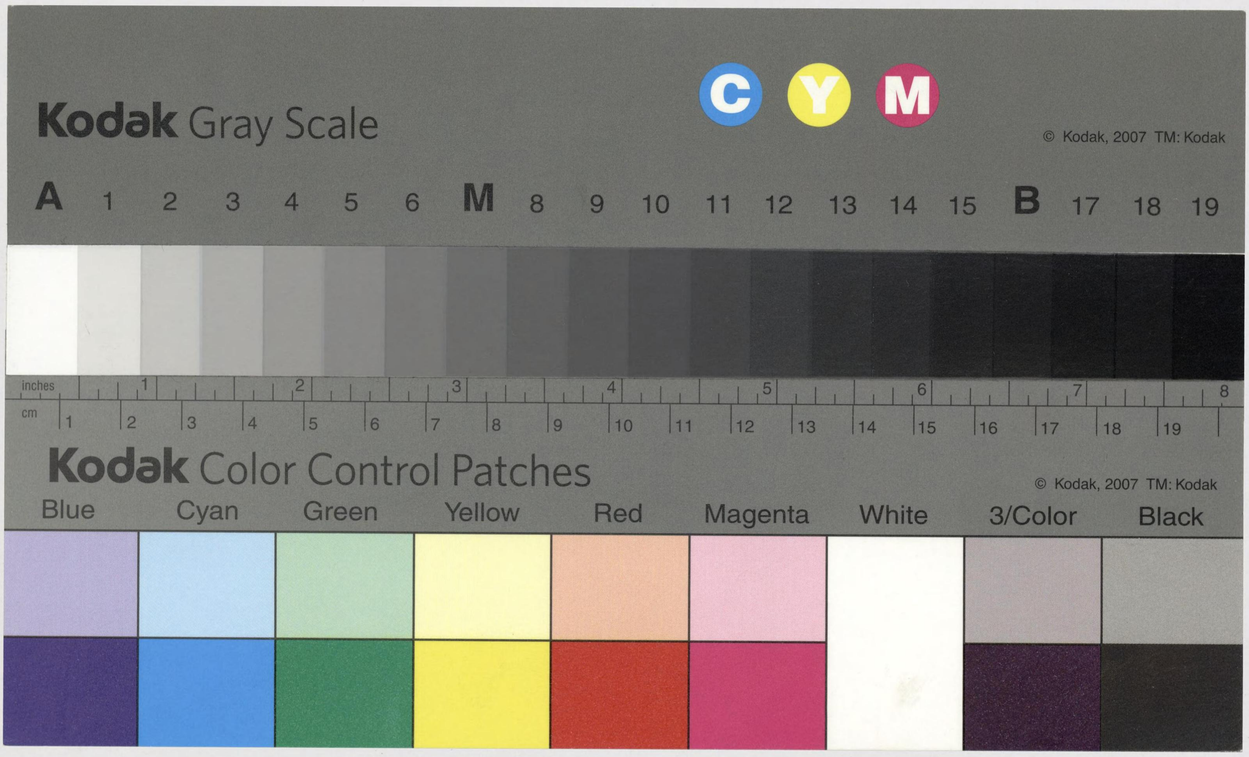
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black